

320
931



始



法學博士福田德三著



經濟原論教科書

東京 株式會社 同文館 藏版

大正
14. 3. 26
內交

經濟原論教科書に序す

此書は去明治四十四年に刊行したる經濟學教科書を全篇に亘りて添削校訂し、且つ政策篇と區別する爲め、書名を經濟原論教科書と改めて新たに劄刷に附したるものなり。著述の趣意は、別掲舊著序文に述べ置きたる所に渝らずと雖も、其後斯學の進歩と著者所見の變遷とに伴ひ内容には稍著しき補正を施したり。殊に第一編第一章基本概念は全く其趣を改め、以下の諸章何れも之れに照應す可く修正し、第三編流通の諸章就中、貨幣及價格の兩章并に結論には、推敲剪裁を加へたる所鮮からず。斯くして、著者は其微力の及ぶ限り、本書を斯學最近の進歩に後れざらしめんと期したり。然れども、著者識乏く學淺く、最善の注意を以てするも、猶及ばざる所多く、誤謬不備の點一二にして止まらざる可きを惧る。伏て大方の是正を俟つ所

246
512
1026

150

なり。因に、本書末段述ぶる所の旨に基き、經濟政策教科書を公刊して、本書の續篇とする必要を感じりと雖も、著者學窓匆忙、加ふるに近來健康意の如くならずして、著述の餘力を有せず。他日幸に健康恢復し且つ餘閑を得ることあらば、稿を整へて世に見ゆるの折あらんことを期するものなり。

大正十三年十二月二日

中野本郷 實事求是書屋に於て認む

福田 徳 三

經濟學教科書 第一版序

- 一 經濟學は記憶力のみを依頼して學ぶ可き教理にあらず、必ず推理力の涵養を主とせざる可からざる學問なり。
- 一 此書は右の考を以て斯學の極要點のみを簡明に説述せんと企つるものなり。
- 一 文部省の定めたる甲種商業學校經濟學教授要目の中、原論の部は大體に於て無難の作なり（政策の部は極めて不備頼る可からず）。故に此書は可及たけ之に準據せり、但し著者の見解に合はざる部分は總て改めたり。
- 一 此書を教科書として使用する教師各位は豫め全篇を熟讀玩味し、其主眼の點を捕捉したる後適宜布演説明せられたし。此書の語句のみに拘泥するとき、或は學生を過つ事なきを保せず。
- 一 此書を参考書とする高等學生にありては、同種類の他書と併せ讀まば、著者の眞意を悟了するに於て大に助を得可し。
- 一 著者が他人の著書に束縛せらるゝことなく全部自己思考の結果を記録したるは此書を以て始とす。故に誤謬缺陷甚だ多からん。謹で篤學君子の教を待つ所なり。

明治四十四年十月二十四日

同 訂正第三版序

此書上梓以來學友の益言を享くこと尠からず。就中山崎堀江兩博士は獨逸の本位制度に就て上田博士、車谷、米澤兩學士は字句の不穩當なるもの並びに誤植に就て、著者を教へられたること最も多し。訂正版に於ては此等の點に就て改む可きは悉く改め置けり。また關博士、小泉、寺尼兩教授の批評文は著者の蒙を啓くこと一二にして止まらず。併せて深謝の意を述ぶるものなり。

明治四十五年三月

經濟原論教科書目次

第一編 緒論

第一章 經濟の基本概念

第一節 計慮の行爲

經濟行爲(一) 經濟組織(二) 欲望充足の準備(三) 計慮(四) 商
量(五) 適合(六)

第二節 厚生之努力

人格性と個人性(一) 共同生活(二) 目的と手段(三) 物と力(四) 有限不足の三種(五) 自然上の有限不足(六) 技術上の有限不足(六) 技術と經濟(六) 社會上の有限不足(七) 厚生之努力(七) 厚生之努力の對象(八)

第三節 利用費用の計慮

計慮の標的(九) 經濟的(九) 利用(九) 利用の大小(十) 費用(十) 利用の得喪(十一) 餘剩利用(十一) 収益又は所得獲得的(十二)

目次

第四節 價 值

自己及他人の力(一〇)——労働(一一)——勤勞(一二)——價值(一三)——價值評量(一四)——價值と利用(一五)——價值の大小(一六)——價值社會(一七)——社會的計慮(一八)——市場(一九)——無差別の法則(二〇)——市場計慮(二一)

一一一—一五

第五節 貨幣及貨幣經濟

價值社會の組織(二二)——計慮の單位(二三)——貨幣(二四)——貨幣商量・貨幣適合(二五)——收支の適合(二六)——價值の移轉(二七)——貨幣價值(二八)——貨幣經濟(二九)——經濟の目的(三〇)——最基本的概念(三一)

一五一—一八

第二章 個人經濟・國家經濟・國民經濟

第一節 經濟組織及經濟單位

種々の經濟組織(三二)——氏族經濟(三三)——經濟單位(三四)——集化及分化(三五)——經濟主體(三六)——經濟組織に主體なし(三七)——特殊經濟・綜合經濟・共同經濟(三八)

一八一—二

第二節 個人經濟及國家經濟

個人の意義(三九)——家族經濟(四〇)——企業及國家經濟(四一)——生産單位

二一—三五

第三節 國民經濟

と消費單位(四二)——共同充用(四三)——國家經濟の主體及機關(四四)——家族經濟の主體(四五)
主體なき綜合經濟(四六)——統一的國民(四七)——國民經濟と國家經濟との差別(四八)——政治的經濟・社會經濟(四九)——國民經濟成立の條件(五〇)——自然的條件(五一)——社會的條件(五二)——國民經濟活動の條件(五三)——國民經濟の定義(五四)

二五—二九

第三章 國民經濟の發達

第一節 國民經濟發達の條件

間接の條件と直接の條件(五五)——領土の發達(五六)——人口の發達(五七)——財產私有制度の發達(五八)——財產共有(五九)——經濟上の自由の發達(六〇)——強制的共同(六一)——奴隸制度(六二)

三〇—三四

第二節 經濟發達の順序

直接の發達條件(六三)——自足經濟と流通經濟(六四)——右の意義(六五)——男女間の分業(六六)——交換の起源(六七)——物々交換(六八)——交換に基づく區分、貨幣に基づく區分(六九)——物々交換の真相(七〇)

三四—三六

第三節 我邦經濟發達の概略……………三八—四三

發達の大勢(三六)——氏族經濟の時代(三六)——貢獻(三九)——朝鮮との關係(三九)——支那文明の輸入(三九)——班田の制(四〇)——莊園(四〇)——莊園經濟(四〇)——封建經濟(四〇)——鑄錢の輸入、支那貿易(四二)——豐臣氏(四二)——江戸幕府(四二)——國家自足經濟(四二)——鎮國主義(四二)——明治維新(四三)——日清・日露役(四三)——家族・都市・國民經濟の説(四三)

第四章 經濟學の意義及部門……………四三—四四

定義(四三)——歷史的研究(四三)——社會・倫理的研究(四三)——學派(四四)——倫理歷史學派(四四)——個人主義學派(四四)——經濟學の分類(四四)

第二編 生産……………四六—一〇四

第一章 生産總論……………四六—五七

第一節 生産の意義……………四六—五一

生産は利用を生ずることなり(四六)——自然狀態變化の二種類(四七)——人間の意志及働きの有無(四七)——生産の定義(四九)——技術及技術上の生産(四九)——經濟上の生産(五〇)——利用と費用(五〇)——價值(五〇)——經濟

學上の生産(五二)

第二節 生産の歴史上の種類……………五一—五四

生産の三種(五二)——自給生産(五二)——註文生産(五三)——商品及商品生産(五三)——自給生産を消費と看做す(五三)

第三節 生産の實際上的種類……………五四—五七

職業及營業(五四)——人口の統計上の分類(五五)——職業の分類(五五)——狹義の生産(五五)——廣義の生産(五五)——生産的職業(五五)

第二章 生産の要素……………五七—五九

第一節 生産の根本的要素……………五七—五八

發動、實行、受動(五七)

第二節 生産の實際上の要素……………五八—五九

企業と資本(五八)——差異の要點(五九)

第三章 企業……………五九—七六

第一節 企業の發達……………五九—六四

企業なき時代(五)——労働行程と価値行程(六)——主従的分業(六)——
動産の發達(六)——資本的労働の發達(六)——手工業(六)——資本的農
業の發達(六)——企業の成立(六)——企業の起源(六)

第二節 企業の意義……………六四—六六

企業の定義(六)——價值行程(六)——餘剩價值(六)——經營の分立(六)——
企業の任務(六)——企業家の三資格(六)

第三節 企業の形態……………六七—七四

企業の五形態(七)——個人企業(七)——會社企業(六)——會社の種類(六)——
法律上の異同(六)——經濟上の異同(六)——會社企業と個人企業
との比較(七)——株式合資會社(七)——有限責任會社(七)——組合企業
(七)——團體企業(七)——合同企業(七)——「カルテル」(七)——「トラスト」
(七)

第四節 經營の形態……………七四—七六

大經營・中經營・小經營(七)——其得失(七)——性質上の四形態(七)——歴
史上の順序(七)——「ファクトリー」(七)——「マニュファクチャア」
(七)

27
第四章 土地……………七六—八五

第一節 土地の性質……………七六—八二

技術上の三性質(七)——經濟上の二性質(七)——面積及地位(七)——氣
候的事情(八)——豊度(七)——物理的成分(八)——化學的成分(八)——無機
物(八)——有機物(八)——耕耘、肥料(八)——固有性と資本性(八)

第二節 收穫遞減の法則……………八二—八五

定義(三)——例證(八)——最小率要件の法則(三)——土地と労働及資本
との關係(八)

第五章 労働……………八五—九六

第一節 労働の意義及種類……………八五—八六

定義(五)——廣義の労働(六)——狹義の労働(六)——種類(六)

第二節 労働の増進……………八六—九三

數量的及品質的増進(七)——數量的増進(七)——自然増加(七)——出生
數(七)——死亡數(七)——移民數(八)——マルサス氏の人口法則(八)

労働者数(九〇)——品質的増進(九〇)——生産効程(九一)——労働心刺戟の四
要點(九二)——労働條件の三要點(九三)

第三節 労働の組織……………九三—九八

種類(九三)——分業(九三)——職業分業(九三)——專業分業(九三)——生産分業(九四)
——作業分業(九四)——協業(九四)——結合協業(九五)——集合協業(九五)——單純
なる集合協業(九五)——連業(九五)——同調連業(九五)——交調連業(九五)——兼業
(九六)——分類表(九六)——分業の利益(九七)——協業の利益(九七)——兼業の利
益(九八)——弊害(九八)——労働組織と資本との關係(九八)

第六章 資本……………九八—一〇三

第一節 資本の本質……………九八—一〇三

定義(九八)——自己倍加(九八)——非資本(九八)——収益力(九八)——土地と資本と
の異同(一〇〇)——資本性の附與(一〇〇)——貯蓄と資本との關係(一〇一)——貯
蓄に關する誤解(一〇一)

第二節 資本の種類……………一〇一—一〇三

固定資本(一〇一)——流通資本(一〇二)——資本の種類と企業形態との關係
(一〇二)——其他の種類別(一〇二)

第三編 流通……………一〇四—一一一

第一章 總論……………一〇四—一〇九

第一節 流通の意義……………一〇四—一〇六

定義(一〇四)——交換及分配(一〇四)——流通と生産との關係(一〇五)——交通(一〇六)
——價値の移轉(一〇六)——取引(一〇六)——商業(一〇六)

第二節 市場……………一〇七—一九九

定義(一〇七)——需要供給(一〇七)——市場の種類(一〇八)——取引の種類(一〇八)——
定期取引(一〇八)——取引所(一〇八)

第二章 貨幣及信用……………一〇九—一六〇

第一節 貨幣の意義……………一〇九—一一一

定義(一〇九)——一方的・相互的流通(一一〇)——交換の要具(一一〇)——賣買(一一〇)——
支拂(一一〇)——取引の要具(一一一)

第二節 貨幣の材料及其發達……………一一一—一二八

貨幣材料の備ふる性質(二二)——貨幣の起原發達(二三)——對内貨幣(二二)——對外貨幣(二三)——物々交換との關係(二三)——原始の貨幣材料(二三)——稍々進歩せる貨幣(二四)——金屬(二四)——商品貨幣(二四)——銀治術の進歩(二四)——秤量貨幣(二五)——鑄貨の發生(二五)——通貨・通貨(二六)——鑄貨の材料(二六)——印度との貿易より起る(二六)——鑄貨と國權との關係(二七)——鑄貨高權(二七)——造幣特權(二八)——後藤家(二八)

第三節 本位制度……………二八—三五

定義(二八)——法律上の貨幣(二九)——法貨(二九)——本邦貨幣制度(二九)——本位制度(三〇)——單本位・複本位(三一)——金單本位の普及と英國との關係(三一)——本位貨以外の法貨(三二)——制限法貨(三二)——補助貨幣(三二)——無制限法貨(三三)——自由鑄造(三四)——非自由鑄造法貨(三五)——跛行本位(三六)

第四節 グレシアン法則及鑄貨制度……………三六—三九

グレシアン法則の定義(三六)——其實例(三六)——グレシアン法則と複本位制度(三七)——不換紙幣との關係(三七)——惡貨の取締(三七)——公差(三八)——輕量貨幣(三八)——無効貨幣(三九)——通用最輕量目(三九)——無手数料引換(三九)

第五節 紙幣及銀行券……………四〇—四二

紙幣の定義(四〇)——種類(四〇)——兌換紙幣(四一)——不換紙幣(四一)——法貨たらざる不換紙幣(四二)——強制公債(四二)——法貨たる不換紙幣(四三)——銀行券(四三)——定義(四三)——紙幣との異同(四四)——發券制度(四四)——發券銀行單一制・複合制(四五)——發券額の制限(四五)——兌換準備の制度(四六)——正貨比例準備制度(四六)——保證準備限定制度(四六)——保證準備伸縮制度(四七)——我邦の制度(四七)——制限外發行(四七)——在外正貨(四八)——一變態(四八)——有名無實なる本位制度(四八)——金の鑄造し及國外輸出の禁(四九)——我邦の現在(四九)——金拂下價格の變更(四九)——名實共に不換券國(四九)

第六節 貨幣の價值即ち購買力……………四二—四五

對内價值・對外價值(四二)——對内購買力(四二)——金屬主義(四三)——名目主義(四三)——布告主義(四三)——國定主義(四四)——兩說合致する場合(四四)——物價指數(四五)——金屬の價值と貨幣の價值(四五)——我邦の現狀(四六)——人爲的強制(四六)——其の撤去(四七)——對外價值(四七)——購買力平價説(四七)——日米の關係(四八)——結局の一致(四八)——貨幣價值の公式(四九)——其の説明(四九)——信用の作用(四九)——貨幣數量説(五〇)——諸種の謬見(五〇)

第七節 信用……………一五三—一六〇

信用取引(一五三)——信用の定義(一五三)——信用と信任の別(一五三)——消費貸借(一五三)——代替的對價(一五三)——信用と貨幣との關係(一五三)——信用と物價との關係(一五三)——信用券(一五三)——銀行(一五三)——信用の種類(一五三)——信用の利害(一五三)——信用經濟(一五三)——信用と銀行(一五三)

第三章 價格……………一六〇—一八五

第一節 流通の原理……………一六〇—一六三

流通原理の説明(一六〇)——表解(一六〇)——外國貿易と國內交換(一六〇)——貨幣の利用(一六〇)——等價關係の誤謬(一六〇)——交換と主觀的評量(一六〇)

第二節 價格の意義……………一六三—一六五

定義(一六三)——價格と貨幣價值との差異(一六三)

第三節 價格の本質……………一六五—一六六

客觀的數量にして主觀的評量にあらず(一六五)——價格は比例にあらず(一六六)

第四節 價格と價值……………一六七—一六八

交換價值の誤説(一六七)——價值は價格の一事情のみ(一六七)——價格相互の比較(一六七)

第五節 價格決定の諸事情……………一六八—一六九

甚だ複雑なり(一六八)——需要供給の原則(一六八)——細説の必要(一六八)

第六節 需要供給の品質上の強弱……………一七〇—一八一

需要供給の強弱(一七〇)——利用の大小(一七〇)——利用遞減の法則(一七〇)——限界利用、限界分(一七〇)——利用遞増の法則(一七〇)——兩則の結合(一七〇)——利用不易の法則(一七〇)——全利用と限界利用(一七〇)——費用の大小(一七〇)——新たに生産し得る財と然らざる財(一七〇)——再生産費(一七〇)——容易に新生産し得る財と然らざる財(一七〇)——定時最高生産費・長期最低生産費の法則(一七〇)——費用遞増・遞減・不易の法則(一七〇)——土地の産物と工業品(一七〇)

第七節 需要供給の數量上の大小……………一八一—一八二

需要供給の數量(一八一)

第八節 貨幣利用及支拂能力の大小……………一八二—一八三
貨幣利用及支拂能力(八三)——信用の作用(八三)

第九節 限界餘剩收益均等の法則……………一八三—一八五
價格決定の幅(八四)——力の關係(八四)——價格(八四)——限界餘剩收益均等の法則(八四)——價格決定の最終原則(八五)

第四章 所得……………一八五—二〇五

第一節 所得の意義……………一八五—一八六
分配の定義(八五)——所得の定義(八六)

第二節 所得の淵源及種類……………一八七
第一淵源(八七)——第二淵源(八七)——第一淵源に基づく所得の種類(八七)——第二淵源に基づく所得の種類(八七)

第三節 所得と價格……………一八八—一九一
所得を中心とする經濟生活の區別(八八)——最終の標準は所得の大小なり(八九)——貧富の意義(八九)——國民經濟の最大問題(八九)——所

得は一の價格なり(九〇)——價格と所得の差異(九〇)

第四節 契約所得の特性……………一九一—一九四
實力の強弱(九一)——契約所得の種類(九一)——引渡契約所得(九二)——貸借契約所得(九二)——勤勞契約所得(九二)——以上三種に於ける實力強弱の度合(九三)——引渡所得(九三)——貸借所得(九三)——勤勞所得(九三)

第五節 強制所得の特性……………一九四—一九五
強制所得の種類(九四)——強制所得と價格の法則(九四)

第六節 殘高所得の特性……………一九五
殘高所得の特性(九五)——『レンタビリター』(九五)

第七節 分配に關する通説……………一九六—一九七
所得の種類(九六)——地代學說(九六)——需要供給學說(九六)

第八節 地代及利子……………一九七—一九九
殘高の原則(九七)——地代の特性(九八)——其他の賃貸料(九八)——利子(九八)——利息制限法(九八)

第九節 勞 銀……………二〇〇—二〇三

勞銀の本質(1000)——協約所得(1000)——勞銀の特性(1000)——勞銀の形態(1010)——雇傭契約の特性三あり(1010)——其矯正の必要(1010)

第十節 利 潤……………二〇三—二〇五

利潤の本質(1010)——利潤と勞銀の關係(1010)——社會問題の意義(1015)

第五章 結 論……………二〇五—二一一

價格及所得の調和(1015)——恐慌及其種類(1015)——其原因(1015)——過超生産の意義(1015)——景氣の循環(1015)——生産と消費の不調和(1015)——資本の形成と充用の不調和(1015)——其原因(1015)——經濟パロメータ

一、指數調査(1015)——貯蓄及消費(1015)——奢侈(1015)——經濟政策・社會政策(111)

目次終



第一編 緒 論

第一章 經濟の基本概念

第一節 計慮の行爲

經濟とは、經濟行爲と經濟組織とを併せ稱するものにして、人間の行爲、中經濟的なるものを經濟行爲と云ひ、人間の共同生活の組織にして經濟的なるものを經濟組織と云ふなり。此兩者に共通なるは經濟と云ふことなり。以下順次其意義を明かにせん。

經濟とは欲望充足の謂なりとは、從來一般に認められた

欲望充足の準備

計慮

る所なり。欲望とは不足の感覺と、其の不足を取除かんとする願望とを併せ稱するものにして、欲望の充足とは、感覺せられたる不足を取除きて、満足を得ることを云ふものなり。然れども、欲望充足の行爲其ものは決して經濟行爲にあらざ、經濟行爲とは、欲望充足に關する諸般の行爲中、特に或種の行爲を指して云ふものなり。其或種の行爲とは、欲望充足を來す可き準備行爲に屬するものなり。例へば飢を充たさんが爲めに食を喫する行爲、寒を覺へ之を防がんが爲めに衣を被る行爲等は、欲望充足行爲なれども、決して直ちに經濟行爲たるにあらず。食を喫し衣を被らんが爲めには、其準備行爲として此等を取除き（作り出し又は買取る等を云ふ）せざる可からず、其の行爲即ち經濟行爲なり。然れども、また、單に準備行爲たるのみにて直ちに經濟行

商量
適合

人格性と個人
性

爲となるものと思ふ可からず。準備行爲が經濟行爲たるには、更らに一の特別の點あることを要す。其特別の點とは計慮と云ふこと是なり。計慮を要せざる欲望充足の準備行爲は經濟行爲にあらず。計慮を要するもの、み經濟行爲なり。計慮とは、目的に對し手段を取捨選擇し、又た之を按排措置することを云ふ。其の取捨選擇を商量と稱し、其の按排措置を適合と云ふ。故に經濟とは商量と適合とより成立つ計慮を要することの謂なりと知る可し。

第一節 厚生の努力

吾人人間は、平等自由の人格性と、差別有限の個人性とを有するものにして、人格性を有つものとしては、無限に向上發展せんとする自主自律の意志によりて活動するものな

共同生活

れども、又た個人性を有つものとしては、其能力に差等あり、其活動に限界ありて、無限に向上發展するを許されざるものなり。唯だ吾人は共同生活を營むにより、殊に國家・社會を成して、其内に活動するによりて、差別有限の個人性と平等自由の人格性とを調和し、圓滿なる人格としての生活を營むことを得るものなり。故に古の學者は、人間は社交的（又は政治的）動物なりと云へり。

目的と手段

此の共同生活の中にありても、吾人は自主・自律の意志に基き、其れれに目的を立つるものにして、其等各般の目的は互に相關聯して、一の統一系體を成せり。此の統一系體中の目的を達せん爲めには、又た其れれ適當の手段を取捨選擇し、之を吾人の用に供するを要す。此等の手段には物と力とあり。然るに物も力も共に人格以外のものにし

物と力

有限不足の三種

て（之を外界自然と云ふ）、従つて何れも有限不足のものたるを免れず。されば吾人は欲する儘に、自己の目的を達す可き手段を有するものにあらずして、有限不足の物と力とを適當に取捨按排することによりて、出来る丈け十分に目的を實現することを勉めざる可からざるものなり。

自然上の有限不足

第一 自然上の有限不足
第二 技術上の有限不足
第三 社會上の有限不足
自然上の有限不足とは、外界自然の物又は力の限あること、例へば、農業を營むに要する耕地に限ありて、吾人の欲する丈けの土地を得能はざるが如きことを云ふ。外界の自然は原因結果の理法に支配せられ、其理法の範圍を踰ゆる

技術上の有限
不足

こと能はず、故に吾人の目的の無限なるに對しては、有限不足のものたるを免れざるなり。

吾人は技術の工夫によりて、此の有限不足に打克つことを得るものなれども、其の技術は吾人の知識の發達によりて制限せらるゝものなり。従つて技術上の有限不足あり。即ち吾人の知識が、外界自然の物と力とを支配する原因結果の理法を究むること足らず、之を吾人の目的に活用する工夫に限りあることを、技術上の有限不足と云ふなり。例へば、農業耕作法の發達未だ至らずして、十分なる收穫を收め能はざるが如き是れなり。

技術と經濟

技術も經濟に同じく、欲望充足の準備行爲の一なれども、其の經濟と異なる所は、外界自然の物と力とを支配する原因結果の理法の上に就て、取捨選擇すること是れなり。經濟

社會上の有限
不足

は之れに反し、無限の目的系體によりて指導せらるゝ人間意志の法則の上に就て取捨措置することなり。従つて技術は、原因結果の理法の許す範圍を脱すること能はざる有限のものにして、吾人の無限なる目的に對しては不足を生ずるを免れざるなり。

社會上の有限不足とは、社會の制度施設が未だ無限自由なる意志の活動を十分ならしむるまでに發達せず、差別有限なる個人性の作用が、人格性の目的實現を拘束するより起るものなり。例へば、土地私有制度又は相續制度の爲めに、農耕用の土地を得んとする人に對し、適當なる面積の耕地を供し能はざるが如き是なり。

右各種の有限不足あり、吾人は此れに對して出来るだけ目的の實現を得ん爲めに、各種の手段に就きて取捨選擇を

厚生
の努力

行ひ、之れに基いて按排措置すること、即ち計慮行爲を爲すことを要するなり。換言すれば、吾人は自然上、技術上、社會上諸般の有限不足に對し、商量を重ね適合を圖るによりて、限ある物と力とを以て限なき目的を出來得る丈け十分に實現せんとするものなり。如何に野蠻蒙昧の状態にありとも、苟くも人間たる以上は、人格性を有し、其意志の動きによりて、外界自然の拘束に打克ちて向上發展せんことを勉めざるものはなし。此くの如き努力を總稱して、厚生^の努力と云ふ。

厚生^の努力は、原因結果の理法に服従するを以て安んぜず、此理法を目的に合ふ様に活用し、人間意志の働きによりて、外界自然の物と力とを支配せんことを期するものなり。従て、吾人の計慮の生活は、絶へず外界自然の物と力とを征

厚生^の努力の
対象

服して、之を吾人の厚生^の努力の對象となすものなり。故に計慮の行爲は厚生^の努力に缺く可からざる行程なりと知る可し。

第三節 利用・費用の計慮

無限の向上發展を期する厚生^の努力の行程としての計慮には、必ず其標的なる可からず。標的なき計慮は、必竟無用の勞に終る可し。計慮の標的たるものを名けて餘剰利用と云ふ。従て餘剰利用を標的とする計慮に關係することを總稱して、經濟的と云ふものと知る可し。

利用とは、目的を達す可き手段が其の任務を盡くす奉仕（之を利用奉仕又は利用給付と云ふ）の程度に關する吾人の評量を云ふ。吾人は各種の目的より或る目的系體と、目

計慮の標的

經濟的

利用

利用の大きさ

的を達す可き手段系體とを、或は個々に、或は相互の關係に於いて、互に相比較して、手段が目的を達する任務に對し、其れぞれ奉仕する其の程度を商量し、如何に取捨選擇す可きかを決定するものにして、其決定の標準となるものは、其の奉仕程度の大小に關する吾人の評量是れなり。此くの如き評量は即ち利用なり。奉仕の程度大なりと評量せらるゝものを利用大なりと云ひ、小なりと評量せらるゝものを利用小なりと云ふ。即ち利用には必ず大小あり。之を奉仕（給付）の大きさ又は利用の大きさと云ふ。

費用

手段の利用奉仕は、小なる利用を捨てゝ、大なる利用を取ることによりて行はる。捨てらるゝ小なる利用は、取らるゝ大なる利用を得る爲めの犠牲・報酬なり。此の犠牲・報酬を名けて費用と云ふ。即ち、費用とは、より大なる他の利用

利用の得喪

を得る爲めに犠牲・報酬として捨てらるゝ場合の利用を指して云ふものなり。費用にも亦た大小あること利用に同じきは勿論なり。

餘剩利用

利用と費用とは、唯だ得喪の關係を異にするものにして、其の本質は全く同一なるものなり。得る場合には利用と呼び、喪ふ場合には費用と稱するの相違あるのみなり。吾人の計慮は得る所の利用を最大にし、喪ふ所の利用即ち費用を最小ならしめんが爲めに行はるゝものなり。吾人の計慮に誤なくして、得たる利用が喪ひたる利用より大なるときは、其間に較差を生ず。此較差を餘剩利用と云ふ。餘剩利用を經濟行爲の立場より客觀的に見るときは、収益と云ひ、之を經濟行爲者の立場より主觀的に見るときは、所得廣き意味にて云ふ。狭き意味即ち普通の意味の所得のこととは、後段に説明す可し。と云ふ。収益又は所得

收益又は所得
獲得的

を最大ならしむることを標的とする計慮は即ち經濟なり。されば經濟的とは、要するに收益獲得的又は所得獲得的と云ふと同意義と解して差支なきものと知る可し。

第四節 價 値

自己及他人の
力

勤勞
勞働

利用奉仕は自然の物と力との爲す所なれども、吾人はまた自己及び他人の力をして、同じく利用奉仕を爲さしむるものなり。此場合の自己及び他人の力は、自然の力と同じく、吾人の意志に服従するものなり。斯く人格の意志に服従して、人の目的の爲に利用奉仕を爲す人の力の使用を名けて、廣き意味に於ける勞働狭き意味即ち現今普通用ふる意味の勞働のことは後段に説明すべし。と云ふ。其服従する意志が力の所有者以外の他人の意志なるときは、之を勤勞と云ひ、其の利用奉仕を勤勞奉仕（又

價値

は勤勞給付、略して勤勞）と云ふ。

價値評量

利用奉仕を爲す自然の物、力及び人間の勞働は、現に其の奉仕を爲さずとも、奉仕を爲し得るものとして吾人の評量の對象たるものなり。斯く利用奉仕を爲し得るものとして、吾人評量の對象となるとき、其評量の度合を名けて價値と云ふ。従て此種評量を價値評量と稱す。

價値と利用

價値は必ずしも利用と一致するものにあらず。何となれば價値は奉仕を爲し得るものとして評量せらるゝことの謂にして、利用とは現に奉仕することに就ての評價なればなり。然れども通常の場合に於いては兩者は一致するを例とす。是れ往々價値と利用とは同一物と看做さるゝ所以なり。

價値の大小

價値も亦利用と同じく程度の評量なれば、大小の差ある

價值社會

社會的計慮

市場

市場

こと利用に異ならず。吾人は價值を其大小に従つて比較對照するものなり。其の比較對照は常に共同生活の内に於いて行はるゝものにして、個人が個々の物及び力に對して、孤立的に之を行ふものにあらず。故に價值と云ふときは常に評量の行るゝ共同生活あることを前提とす。此の共同生活を名けて價值社會と云ふ。

吾人の經濟的計慮は、必ず價值社會の内に於いて行はるゝものなれば、其は常に社會的にして決して孤立的にあらず。従て吾人の計慮は、他人の計慮と相互に聯絡し、相互に作用し合ふものにして、決して一人一個の計慮として單獨に行はるゝものにあらずと知るべし。今日現在に於いては、此の社會的計慮は市場によりて統一せらる。市場とは各人の經濟的計慮の綜合する所の謂にして、之を支配する

無差別の法則

市場計慮

價值社會の組織

原則を無差別の法則と云ふ。猶後段の説
明を見よ。市場によりて無差別的に統一せられたる計慮を市場計慮と云ふ。従つて今日云ふ價值とは、市場計慮に基く評量の謂にして、其の成立には必ず市場あることを前提するものと知る可し。

第五節 貨幣及貨幣經濟

人間は共同生活を營むによりて、無限の目的を立て、又た各個の目的を聯絡統一し得るものなり。従て目的を達す可き手段の商量及適合も共同生活（價值社會）の内に於いて行はれ、互に相聯絡し一の手段系體を成すものなり。されば、手段たる物及力の利用奉仕も、此の價值社會の内に於いて行はるゝものなり。此意味にて、價值社會は一の組織を爲すものとす。此組織を經濟組織と云ふ。

計慮の單位

貨幣

貨幣商量・貨幣適合

收支の適合

價値の移轉

貨幣價値

經濟組織は其内に於いて行はるゝ價値の商量と適合とを、孤立的ならず社會的に行はれしむるに、缺く可からざる一の組織なり。此の商量と適合とは、計慮の單位あるときは相互の聯絡統一完きを得べし。此單位なきときは聯絡統一は十分なるを得ず。此單位は即ち貨幣なり。貨幣は價値社會に於ける計慮の單位として、吾人の商量と適合とを圓滑ならしむるものなり。貨幣を單位とする價値商量を貨幣商量と云ふ。貨幣を單位とする價値適合を貨幣適合と云ふ。貨幣適合のことを收支の適合とも云ふ。收支は、價値の移轉の兩面にして、價値の適合に方りて價値の入り來る移轉を收と云ひ、其の出て行く移轉を支と云ふなり。貨幣を評量の單位とする價値は之を貨幣價値と云ひ、貨

貨幣經濟

經濟の目的

幣價値の商量と適合とが一般に行はるゝ經濟社會を貨幣經濟と云ふ。貨幣經濟に於いて、吾人の計慮行爲は十分に聯絡統一したるものとなり、目的に對する手段の取捨選擇と按排措置とは、圓滿に行はれ得るものにして、經濟の意義は充實したるものとなるなり。斯く價値社會と市場及び貨幣とは、互に密接の關係を有するものにして、其の一をも分離して考察し得可きものにあらず。而して此等は何れも、吾人の計慮の行爲あるが爲めに存し、吾人の計慮の行爲は利用と費用との商量適合によりて、餘剩利用（所得）を收得して、吾人の厚生を努力を向上發展せんことを期して營まるゝものなり。故に此等一切の現象を統一し、之を有意義ならしむるものは、餘剩利用の收得てふ吾人の目的なりと知る可し。貨幣經濟に於

最基本的概念

いては、此の餘剩利用は貨幣の單位によりて、綿密且つ精確に評量せらるゝことを得、其評量は互に密接に聯絡を保ちたる一の系體（貨幣價值系體）を成し、かくて、吾人の厚生
の努力は一貫統一するを得るものとす。
要するに、經濟の最基本的概念は、餘剩價值（所得）の收得を目的とする計慮の一事にあり。貨幣經濟に於ては、此收得は、貨幣を單位として、綿密に評量せらるれども、自足經濟には此くの如き單位なし。然れども兩者共に餘剩價值收得の計慮及其組織たることは同一なりとす。

第二章 個人經濟・國家經濟・國民經濟

第一節 經濟組織及經濟單位

種々の經濟組織

氏族經濟

經濟單位

吾人の生活は皆社會生活なり。故に吾人の經濟生活を營み、經濟行爲に従事するには、總て同類相集りて共同すること常なり。斯く經濟生活及經濟行爲の目的を同ふして吾人の構成する組織は經濟組織なり。經濟組織とは經濟の爲に存する社會の謂にして、吾人の文明の程度により、其範圍の廣狹種々あり。文明低き時は、社會の範圍甚だ狭く經濟組織小なり。即ち概ね同一氏族・血族のみ相集りて社會を成し經濟組織を立つ。之を氏族經濟・血族經濟と名く。文明の進歩に伴ひ、社會の範圍漸く廣く、多數の氏族・血族集合して大なる社會を成すに至り、今日の吾人は國家なる大社會の中に生活するものとなれり。

斯く社會并に經濟組織の範圍擴張するに従ひ、社會の中に小社會起り、經濟組織の中に小組織生ず。此小社會を社

集化及分化

會單位と云ひ、此小經濟組織を經濟單位と云ふ。單位もまた一の組織にして、唯だ大なる組織中の小組織を指して云ふものにして、決して一人の單位と云ふ意にあらず。

さて、氏族經濟の時代には組織のみありて單位なし、組織の彌々擴張するに従ひ、單位は彌々分立して發達す。組織の擴張するを名けて集化と云ひ、單位の分立するを名けて分化と云ふ。集化と分化とは、社會百般の發達の二大原動力にして、集化なければ分化なく、分化なければ集化なし。

經濟主體

經濟單位の中心は經濟主體なり。經濟主體は經濟單位共同の方針を司り、其主體となりて意志を定むるものにして、單に一人の人間たることあり、數多の人より成ることあり。例へば一家の家長は一人の人間たる主體にして、合名會社の社員は數多の人間より成る主體なり。

經濟組織に主體なし

特殊經濟・綜合經濟・共同

經濟組織には經濟主體なるものなし。故に共同の方針を司り、主體者として全體の意志を決定するものなきものとす。但し、事によりては殆んど主體者として意志を決定するもの存する場合なきにあらずと雖も、國家の財政、關之を經濟單位の主體に比するときは、部分的のものたるを免れず、一家の主人が絶へず全體に涉りて、其家の方針を司り、意志を決定すると同日の談にあらずと知る可し。

さて、經濟單位のことを特殊（又は個人）經濟と云ひ、經濟組織のことを綜合經濟と云ふことあり。而して經濟單位が二個以上相集りて部分的組織を成す場合には、特に之を稱して共同經濟と云ふ。

第二節 個人經濟及國家經濟

individual

個人の意義

個人經濟は又た特殊經濟とも稱し、要するに經濟單位の謂に外ならざるものなり。されば決して一人の人間の經濟生活を指して云ふものにあらずと知る可し。個人とは社會の最小不可分の單位と云ふ意なり。英語にて「インヂ」云ふ、「イン」は不の義にして「デグキヂユアル」は可分的の義、「デグキヂ」即ち割ると云ふ働詞より來る語なり。然れば經濟組織の最小不可分なる單位は一人の人間にあらず、共同生活を營む最小組織にして、今日に於ては家族なり。故に個人經濟とは此家族の經濟を云ふものにして、決して單一の人間の營む經濟を云ふものにあらず。吾人は家族の中に生れ、又其中に育つものにして、而して原則として家族の一人として生を完ふし、生を終るものとす。されば吾人の經濟生活は到底家族を離る可きものにあらず、家族以外に立つ純粹の單一個人は經濟單位をなさざるを例とす。

家族經濟

企業及國家經濟

生産單位と消費單位

斯く家族は今日の經濟生活に於て最も重なる經濟單位なり、而して此外單位たるものに二種あり。第一私的單位にして専ら營利の目的の爲に存する企業、第二公的單位にして共同生活の必要より起る國家經濟。地方經濟を含む是なり。吾人の經濟行爲は、生産と消費とを兩端として營まる、生産は目的を達す可き手段を得る所以にして、消費は手段を目的に充つる所以なり。家族經濟は消費の爲め生産を營み、企業は生産の爲に消費をなす、國家經濟も亦た消費を主とし、生産を従とする經濟單位にして、此點家族經濟と相似たり。地方經濟亦然り。斯く經濟單位たる性質より見れば、國家經濟は家族經濟と異なる所なきものなり、と雖も、其範圍の大小、勢力の強弱より見れば、元より著しき相違あり。如何に大なる經濟單位たりとも、國家經濟と比肩し得るも

共同充用

の一もなし。經濟單位は皆最大の單位たる國家を中心として活動し、又た國家經濟を得て始めて目的の實現を全ふし得るものなり。吾人の共同的欲望生活の要するものの中には、國家若くは地方團體の力を藉らざれば之を充たすに由なきものあり、又は其力を藉るによりて單位自らの獨力によるよりも遙かに十分に充たし得るものあり。前者の例は國防、司法、警察等にして、後者の例は郵便、電信、水道、下水其他諸々の官公業、都市事業の如き是なり。

國家經濟も家族經濟も共に經濟單位にして之を指導し其意志、方針を定むる經濟主體を中心として活動す。家族經濟の主體は家族の主長普通之れを世帯主と云ふにして、國家經濟の主體は國家の主權者なり。實際に於ては、國家經濟には專管の責任者ありて之を主宰、經營す、大藏大臣是なり。然れど

國家經濟の主體及機關

家族經濟の主體

も國家經濟の大體の方針は、國家百般の政務に重大の關係あるものにして、内閣に於て之を定め、立憲政治國にありては議會之を審議し、其協賛を待つて始めて施行せらるゝものとす。其決定したる方針を成案としたるもの之を豫算と名く。國家經濟の運用が豫算の定めたる方針に従ひ過なき様監督するものは會計検査院なり。此等の機關具備して國家經濟の活動始めて宜しきを得るものとす。家族經濟にありては生産の方面は主として家長の掌る所にして、消費の方面は主婦之に當たるを例とす。故に夫妻相合して完全なる一の經濟主體を成すものなり。

第三節 國民經濟

國民經濟は經濟組織の最も發達したるものにして、一の

主體なき綜合經濟

統一的國民

國民經濟と國家經濟との差別

綜合經濟なり。故に經濟單位又特殊經濟の如く經濟主體を有せず、多數の經濟單位其中に存在し、其活動の集合によりて成るものとす。

國民經濟は必ず其中に國家經濟、家族經濟、企業等の諸經濟單位を含むものにして、此等が相集りて一國民を成すより起る大組織なり。國民を成すには一國家の下に統一せらるゝを要す、從て國家なき所には國民なく、國民なき所には國民經濟亦存せず。されば國民經濟のことを國家經濟と稱することあり。其意は國家を中心とし、國家ありて始めて存する經濟組織と云ふにあり。然れども、國家經濟は國家其ものゝ營む經濟のことを指して云ふを適當とす、國民經濟其のものを國家經濟と云ふは非なり。國家經濟は國民經濟中の一單位たるに過ぎざることは、之れを辨ふる

を要す。

政治的經濟・社會經濟

國民經濟成立の條件

自然的條件

國民經濟のことをまた政治的經濟英語にて「ポリチカル・エコノミー」と云ふことあり。其意國民なる政治團體の經濟と云ふことなり。又國民は一の社會團體なる故、國民經濟を社會經濟「ソシアル・エコノミー」と云ふことあり。

國民經濟は綜合經濟なれば、國家經濟と異り、其の方針を定め意志を決定する中心の主體を缺くものなり。されば國民經濟中にある各經濟單位の主體の定めたる意志相集りて、其間に種々の關係を生ずるより起る綜合的活動が、國民經濟を左右するものにして、其關係は常に變遷極りなきものとす。而して斯く各經濟單位の相集りて、組織を成すに缺く可からざる要件二あり。一は自然的條件にして、二は社會的條件なり。自然的條件を分つて二とす。

社會的條件

國民經濟活動
の條件

一 領土 (國民經濟存在の場所を云ふ)
 二 人口 (國民經濟を成立する人間全體を云ふ)
 是なり。社會的條件も亦二あり。

一 財産私有の制度
 二 經濟上の自由
 是なり。此四條件存せざれば、國民經濟の組織は成立つを得ざるものとす。

次に國民經濟内各單位の關係交渉より生ずる活動の條件に二あり。即ち

- 一 分業
- 二 交換

是なり。分業とは、各單位が夫々其欲する所、又適する所の業を擇んで之に従事することを云ひ、交換とは分業の結果

國民經濟の定義

各異りたる財を生産したるを、相互に有償的に授受して有無相通ずることを云ふ。分業存せざるときは、各單位は皆同一の活動に従ふにより、其生産する所も皆同じく、從て相互に交換する必要起らず。相交換することなければ、單位は皆獨立して生活を營み、相互の間に關係交渉することもなし。故に此場合には國民經濟なる大組織起らず、單位は各々小組織としての儘に分立するのみ。されば國民經濟の活動は分業及交換の二者より發するものなるを知る可し。

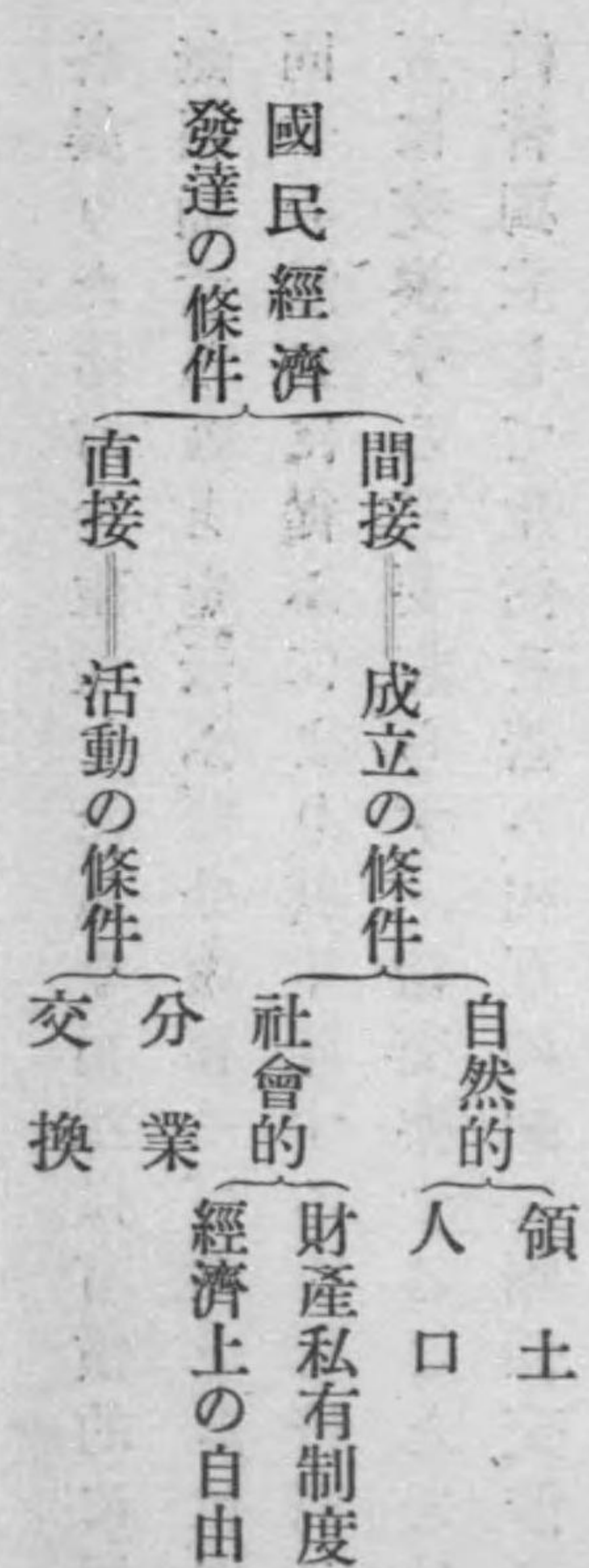
之を要するに、國民經濟とは領土・人口・財産私有制度・經濟上の自由の四者を成立の要件とし、分業と交換とによりて活動する各經濟單位間の關係より起る綜合的經濟組織を云ふものとす。

間接の條件と
直接の條件と

第三章 國民經濟の發達

第一節 國民經濟發達の條件

國民經濟の發達は、右に述べたる成立の條件の發達、并に活動の條件の發達によりて促さるゝものなり。故に國民經濟發達の條件とは此等總てを指して云ふ。然れども其中最も重要なるものは、活動の條件たる分業と交換の二者なりとす。今此を、表示すれば左の如し。



成立の條件發達すれば、勢ひ活動の條件も亦發達するものにして、活動の條件の發達は直接に國民經濟其もの、發達を促すものとす。

領土の發達

領土は必ずしも法律上の狭き意味に限らず、廣く自然界の包圍事情を含むものにして、人間が一切自然の賜を享くるには、必ず一定の土地を領土とするを要するが故に、此く名く。されば、領土の發達にはまた、自然的の發達と人事的の發達とあり。自然的發達とは、自然界包圍の事情の人間の經濟生活に益々適當なる可き様變化することを云ひ、人事的發達とは、人力を致し、文明の工夫により自然界の状態を進むることを云ふ。例へば土地改良、池沼の埋立、山林の開墾等の如し。

人口の發達

人口の發達とは、主として 一人口數の増加 二人口配

財産私有制度
の發達

布の變化を云ふ。人口數増加すれば勢ひ經濟的活動發達し、人口配布の變化により密度高まるときは、分業交換亦進歩す可し。

財産共有

財産私有制度は、領土と人口の發展の結果發達したるものにして、土地廣く人口の密度低きときは、土地を私有財産とし、一人の手に之を專有し他人の使用を許さざるが如き必要なし。故に此時代には土地は皆共有に屬せり。文明の程度低きときには、動産と雖も多くは共有にして、從て私有財産の制度なるもの存せず。文明發達し、人口數増加し又た一所に集中するに至り、土地を改良し、自然の儘に任せず人間の工夫により彌々地力を盡さしむる必要迫るに及んで、土地私有の制起れり。

經濟上の自由
の發達

而して財産私有の制度を十分に利用して、彌々増進する

強制的共同

欲望を充足せん爲には、經濟行爲に活動の自由を與へ全力を竭くすを得せしめて、其の効果を全ふするを要す。是れ經濟上の自由が國民經濟の發達に缺く可からざる所以なり。昔にありては、經濟上の自由は殆んど存せず、財産の共有なる如く、人間の行爲も亦強制的共同なり。例へば土地を耕すにも各人其欲するまゝにするを得ず、共同耕作の制度なるものありて各人皆劃一に活動するを要せり。加之經濟行爲は多くは人格の自由なき奴隸の營む所にして、自由の身分を有するものは奴隸勞働の結果を搾取するを常とせり。然るに文明の發達し、經濟行爲の効果を彌々大ならしむる必要切なるに至りて、奴隸制度は廢せられ、自由完全の身分を有するもの勞働の任に當ることゝなれり。

奴隸制度

領土の力發達し、人口の數増加しまた其密度高り、財産私

有の制度完成し、經濟上の自由十分に認めらるゝに及んで、分業と交換は著しく發達す。其次第を次節に説明せむ。

第一節 經濟發達の順序

直接の發達條件

經濟の發達は成立條件發達の結果、分業と交換の發達するより起ること右述べたる如し。故に經濟の發達は直接には活動の條件の發達の賜なりと云ふ可し。従て經濟發達の順序は、主として分業と交換の發達に就て之を立つるを常とす。

自足經濟と流通經濟

分業と交換の發達の上より經濟發達の順序を大別するときは、左の二者あり。

- 一 自足經濟
- 二 流通經濟

右の意義

自足經濟とは、目的實現の手段たる財を、主として一經濟單位内の生産に仰ぐものにして、分業も交換も單位内に於てのみ行はれ、一の單位と他の單位との間には、分業も交換も殆んど存せざる状態を云ふ。流通經濟とは、之に反し、一般に各經濟單位間に分業と交換行はるゝ状態を云ふ。例へば昔の氏族經濟の如きは、純然たる自足經濟を營むものなり。反之、今日吾人の經濟生活は流通經濟の最も發達したるものなり。今日にても山間に點在する農家の如きは、自ら耕して食し、自ら織りて衣るもの多し、此等は主として自足經濟によりて生活するものと云ふ可し。

人間は社會的動物なり、故に自足經濟を營むものと雖も、決して個人が孤立して生活するものにあらず。必ず幾人かの間相集りて之を維持するものなり。故に昔の氏族

男女間の分業

交換の起源

經濟に於ては、一經濟單位内には數十或は數百の人間相合して共存せり。此多數の人間の間には必ず多少の分業は存するものなり。殊に男子と女子とは、生れて其能を異にするものなれば、其間自ら分業起るものにして、男子は狩獵・漁撈・牧畜等主として動物に關する事を營み、女子は農業の如き植物に關する事を掌るものなり。女神天照大神の天長田天狹田を以て御田と爲し給ふに、男神素戔鳴尊之を妬み天の璣駒を放ち給ひしこと國史に載せたり。

分業あれば交換自ら起る可し。されば自足經濟に於ては流通全く存せずと思ふは非なり。殊に貢獻の制は古より存し、神祇又は君主に財を奉つることは文明極めて低き民の間にもあり。思ふに此不對等の一方的贈答并に對等者間の任意の贈答は流通發達の端緒なり。而して貨幣の起源も亦此に基けり。

物々交換

交換に基く區分貨幣に基く區分

文明稍々發達して分業・交換行るゝに至るも未だ貨幣を用ひず、物と物と直接に交換するを名けて物々交換と云ふ。是れ流通經濟の最も幼稚なる時代なり。物々交換は多くは單位と單位との間に行はるゝものにして、單位内に行はるゝこと稀なり。單位内には多少貨幣を使用するに至りても、他の單位との交換は猶ほ物々交換によりて行ふ場合少からず。

貨幣の使用の上より經濟發達の順序を分つて 一自然經濟 二貨幣經濟とす可きことは、前述に照して明瞭なる可し。今以上兩様の順序を表示すれば左の如し。

單位間に交換なし 自足經濟

自然經濟

物々交換經濟

貨幣經濟

流通經濟

物々交換の眞

右は普通行はるゝ説なれども、實際は物々交換の時代は未だ完全なる流通經濟にあらず、大體に於ては自足經濟に據るものにして、唯だ時により又物により物々交換を營むに過ぎず。されば自足經濟と自然經濟とは事實上同一物にして、交換經濟と貨幣經濟とも亦た同様なるものと認め、て大過なきものとす。

第三節 我邦經濟發達の概略

發達の大勢

我邦經濟發達の順序は大略歐洲諸國に於けると異るところなし。即ち經濟組織の漸次擴張するに伴ひ、經濟單位は益々分化し、分業・交換の發達に應じて、自然・自足經濟廢れて交換貨幣經濟の普及を見たるものなり。今其大要を叙すれば粗ぼ次の如し。

氏族經濟の時

太古及上古に於ては、主として氏と稱する組織の内に經濟生活を營みしものにして、單位と組織との分別著しからず、交換行はるゝこと稀にして分業亦進まず。此時代は稱して氏族經濟の世と云ふ可し。崇神天皇の頃より朝鮮那任と稱すとの交通漸く繁きに至り此有様も亦變化せり。神宮と皇居との別を設け、人民を校して男には弓弭ユヰの調ミツキと稱して大小刀・矢・楯・鉾・鹿角及皮・猪皮等の調を課し、女には手末テマタの調ミツキと稱して、女・輸麻・桶・線・柱・織首・荒衣アラヒ・和衣ニギヒ等の調を課したるは此時にして、男女分業の實に基き、貢獻によりて財の流通行はれたり。仲哀・應仁・仁德諸天皇の朝には、朝鮮は殆んど我領土の如くなり、我邦の經濟組織は著しく膨脹したれば、單位の分立發達も速なりしものゝ如し。中古に於ては、朝廷を中心とする都會の發達著しく、支那

貢獻

朝鮮との關係

支那文明の輸入

班田の制

莊園

莊園經濟

封建經濟

の文物制度を輸入し、燦然光彩を發せり。其中最も注目す可きは班田の制なり。此によりて土地共有の狀態の上に私有制度の端緒を啓き、其發達を助けたること大なり。其結果藤原氏に至りて、莊園なるもの各地に起り、豪族權門の經濟的實力頓に加はれり。平氏の權力は莊園の力に基くものにして、源氏は其後を承けて終に封建制度を起せり。莊園盛大の時代は之を莊園經濟の世と稱するを得可し、莊園を中心とする經濟組織の意なり。

鎌倉時代より元龜・天正の頃までは封建の世にして、之を封建經濟と稱す。封建經濟とは各地方に分立割據する封建諸侯を中心とする經濟組織の發達したることを云ふ。北條氏の代には専ら諸侯の分權を認め、幕府は唯だ大體を綜ぶるに止めて、主力を國內平和の維持に注ぎたれば、各地

鑄錢の輸入、支那貿易

豐臣氏

江戸幕府

國家自足經濟

所在の武門の經濟上の獨立確實となれり。足利氏の盛なるに及び、支那より鑄錢を輸入すること屢々ありて、貨幣經濟發達の基礎漸く成り、又支那との貿易は珍奇の物品を我に齎らし、經濟的活動に刺戟を與ふること鮮からず、自足經濟を去りて流通經濟に移る勢を進めたり。されば豐臣氏に至りては、支那を征服せんとして先づ朝鮮を併せ我邦の經濟的勢力海の内外を壓せんとする程となれり。然れども國權統一の業は徳川氏出で、始めて大成するを得たるものなり。

江戸幕府の治世は名は封建政治にして、諸侯の分立を認めたりと雖も、事實に於ては封建經濟は漸く廢れて、中央集權の國家を中心とする國民經濟徐々に成れるものとす。此時代は之を稱して國家自足經濟とも云ふを得可く、國內

鎖國主義

に分立する各自足經濟は自足の障壁を撤して、分業と交換を主とする流通經濟に推移ると共に、國全體としては外に對して嚴に鎖國の主義を勵行したり。鎖國の國是は豊臣氏の國民膨脹の後を承けて、國權統一・内容充實の事を主とし、社會存在の基礎を固め國內の平和を保ち、依つて以て經濟生活の健全なる發達を得せしめたり。我邦の國民經濟は此二百餘年間の平和的進歩の間に保育せられたるものにして、明治維新の宏謨は其業を完成したるものなり。日清・日露兩役を経て、我國民經濟の發達は世界經濟の中に於て第一等國の班に列るを得るに至り、經濟發達の順序の最上段に達したるものとす。

明治維新

日清・日露役

家族・都市・國民經濟の説

歐洲諸國に就て經濟發達の順序を大別して、家族經濟・都市經濟・國民經濟の三期となすことあり。但し此は一部學

定義

歴史的研究

社會・倫理的
研究

者の説にして、今日に於ては異論少からず。殊に我邦に於ては都市經濟なるものを認むる能はず、故に今詳述せず。

第四章 經濟學の意義及部門

經濟學とは國民經濟を研究する學を云ふ。而して國民經濟は以上述べたる如く、永き年月に涉り徐々に發達したる產物なり。されば經濟學は必ず歴史的に研究す可きものにして、國民經濟の發達に預りて關係ある事實は皆其中に含まる可きものとす。又た國民經濟を組成するものは經濟單位なれば、其研究も決して怠る可からず。吾人の生活は社會的共同生活にして、其活動は人倫の大則によりて支配せらるゝ、道德的生活なる以上、經濟生活の研究はまた社會學・倫理學と離る可きにあらず。

學派

倫理・歴史學派

個人主義學派

經濟學の分類

經濟學には種々の學派ありと雖も、今日に於て一般に認めらるゝ研究法は 一 歴史的 二 社會的 三 倫理的 研究を綜合するもの是にして、普通之を倫理・歴史學派と稱し之に反するものを個人主義學派と稱す。

經濟學の部門は左の如し。

一 經濟原論 國民經濟一般の現象・活動を研究す。

二 經濟各論 國民經濟の重なる分科（農工商等）に就て主として政策の方面を研究す。故

に又經濟政策とも稱す。

三 經濟史 國民經濟成立の由來を歴史に就て研究し、其進化の行程を明にす。

四 財政學 國民經濟中最大の單位たる國家經濟を研究し、兼て國民經濟との關係に及ぶ。

經濟原論は普通 一 緒論 二 生産 三 流通に分つ。經

濟各論は 一 總論 二 各論（農・工・商政策等）に分つ。經

濟史は各國別に研究することあり、農・工・商業史に分つことあり。又た諸國を比較研究する比較經濟史あり。財政學は國家財政・地方財政に二大別し、更らに歳出・歳入・公債・豫算等に分つを普通とす。總て此等の區分は學者によりて多少の相違あるものにして、必ずしも確定不易のものにあらずと知る可し。

第二編 生産

第一章 生産總論

第一節 生産の意義

生産とは物を作り出すことを云ふ。物を作り出すと云ふは無より有を生ずることにあらず、有るものを變ずることの謂なり。凡そ天地間にある自然の物質も力も、共に不増不減なることは、物理學上の定理にして、吾人人類は如何なる工夫を以てするも之を左右すること能はざるものとす。故に物を作り出すとは、物質又は力を創造するの謂にあらず、吾人は唯だ天地間に存在する物質と力とを按排して、其状態を變化し得るに過ぎず。而して物を作り出すと

生産は利用を
生ずることな

物質を

云ふは、此の變化により吾人の意志する状態を現出することとに外ならず。吾人の欲する状態に物質と力とを變ずるは、畢竟之によりて吾人の目的を實現せんが爲なり、而して前に述ぶる如く物及力が目的を實現する度合は利用なり。されば生産とは利用を生じ又た増す可き變化を云ふものと知る可し。

凡そ天地間の物質と力の状態の變化を大別すれば、二様あり。即ち

- 一 自然其もの、働のみより起る變化
- 二 人間の意志により、其働に促されて起る變化

是なり。第一の變化は毫も人間の意志に關係なく、又其働に促さるゝことなく起るものにして、春花咲き秋實るが如き、單に自然界の状態に於て原因結果の理法的作用に基く

自然状態變化
の二種類

人間の意志及働きの有無

ものなり。第二の變化は人間が一定の意志を定め目的を立て、之に應ず可き變化の起る様人力の働きを自然の上に加ふるによりて起るものなり。但し如何に目的を立て、人力を施すとも、元來變化の起るは自然の働きに因るものにして、吾人は唯だ自然の働きに就て原因結果の理法を會得して其發動を促すに過ぎず。されば第一第二の變化共に畢竟自然の現象にして、唯だ其間に人間の意志と働きの加はらざるを第一の變化と云ひ、其加はるを第二の變化と云ふの差あるのみ。例へば野生の草木の成長するは第一の變化にして、人間が苗を育て之を植ゑて成長を期するは第二の變化なり。農夫が一定の種類の種類を地に蒔き、之を培養して秋の收穫を得るは、人間の意志と働きとに因るものなれども、抑も植物成育の事は自然界の原因結果の理法

生産の定義

技術及技術上の生産

の致す所にして、此れなければ農夫は如何に苦心經營するも一粒の米をも得る能はざるなり。故に人間の働きは自然界の變化が、吾人の望に合ふ可き様に工夫を凝して、其發動を促すに過ぎざるものなり。
さて生産は右の第二の變化により利用を生ずることにして、第一の變化により物と力の状態を變化するは生産と稱せず。詳しく言へば、人間の意志に基き、人間の働きにより自然を促し物と力の状態を變化して、吾人の目的を實現す可き様利用を生ずることを稱して生産と云ふなり。
生産を營むに際し人間が一定の意志を立つる以上は、必ず其意志の貫徹せんことを圖るは當然なり。従て生産上意志の貫徹を圖る爲に、吾人の働きに一定の順序を立て、自然界の原因結果の法則を運用する道あり、是れ即技術なり。

經濟上の生産

利用と費用

價值

生産には必ず技術あり、吾人は技術の行程を履みて、始めて目的と其實現とを結び付くるを得るなり。文明の工夫は常に技術の發達と提携するものにして、技術は人間が自然に打克つ可き戰術と看做す可し。技術の行程を履みて利用を生ずることを名けて技術上の生産と云ふ。

然るに、右の如く物と力の状態に變化を起すには、單に技術上の働きのみに止まらず、吾人はまた之が爲に既に有する物と力とを犠牲として提供するを常とす。換言すれば、生産は利用を生ずるに方り費用を要するものなり。費用と利用との比較に基き、状態の變化が吾人の目的に對し如何の關係を生ずるやを評定するものは價值なり。吾人は常に技術の上に於て意志を實現するのみならず、其生産が新たに價值を生じ又は増すとを目的とする場合多し。技

經濟學上の生産

生産の三種

術上の生産が利用を生じ又増すのみならず、價值を生じ又増す可きことを意志して行はるときは、之を經濟上の生産と云ふ。經濟上の生産は皆技術上の生産を兼ねるものなれども、技術上の生産は必ずしも皆經濟上の生産たるものにあらず。

經濟學に於て單に生産と云ふときは、經濟上の生産を指すものとす。

第二節 生産の歴史上の種類

經濟上の生産を歴史上發達の順序により分類するときは左の三種あり。

- ⅴ一 自給生産
- ⅴ二 註文生産

自給生産

U

三 商品生産

經濟生活の幼稚なる時代に於ては、自ら耕して食し、自ら織て衣るを専らとし、生産したるものを他人に授け、又は他人の生産したるものを受くること甚だ稀なり。此場合の生産は即ち自給生産にして、生産は交換と何等の關係なきものなり。今日にても山間僻地の農家の間には此種の自給生産行はるゝ場合あり。又共產制度の行はるゝ所に於ては生産は皆自給生産なりとす。

註文生産

分業と交換と漸く起る時代となりては、自給生産は已み註文生産行るゝに至る。註文生産とは他人の註文を受け之に従て生産を營むことを云ふ。即ち生産と交換との間に多少の關係生じ、生産したるものは之を他人と交換して始めて利用を完ふするなり。今日にても註文生産の例は

商品及商品生産

甚だ多し。例へば大工・左官等が註文によりて家屋を作り器具を製する如き是なり。就中勤勞の給付は専ら註文を待て始めて行はるゝものにして、車夫・理髮師・辯護士・醫師の如き皆然り。

然るに分業・交換著しく發達するに及びては、商品生産起りて最も重要な地位を占むるに至る。殊に今日の經濟生活の常態は、生産品は生産者より直ちに消費者の手に渡らず、其間に仲介者ありて概ね幾回となく交換を重ねて後、始めて消費者の手に歸するものとす。斯く交換の料たる財を名けて商品と云ひ、商品とする目的を以て生産するを商品生産と云ふ。されば商品生産は生産品が交換の用に供せらるゝことを豫期するものにして、自給生産の場合とは正反對に、生産と交換とは密接離る可からざる關係を有す

自給生産を消費と看做す

るものとする。今日の生産は主として此意味の商品生産なり、故に交換に關係なき自給生産は生産にてありながら、普通消費の中に含まるゝものと看做さる、例へば一家内に於て衣食の品を作るが如き是なり。

第三節 生産の實際上の種類

職業及營業

今日の經濟生活に於ては、生産の業は之を常業とするものによりて營まるゝを例とす。或一事を生活上の常業とするときは之を職業と名け、職業の目的技術上の生産のみに止らず、貨幣價値を得んと欲するとき、即ち貨殖を期するときは、之を營業と稱す。通例職業と營業とは一致するものなれども、性質上必ずしも同一のものにあらずと知る可し。

人口の統計上の分類

職業の分類

狭義の生産

凡そ一國民經濟内にある人民は、統計上之を一職業を有して生活するもの、二他人の家庭に雇れて生活するもの、三人の家族として生活するもの、四職業を有せず他の収入によりて生活するもの、四種に分つ。一を有業者、二を家事使用人、三を従屬家族、四を無業者と名く。有業者の職業又は營業を大別すれば左の五種あり。

- 一 農業・牧畜・林業・漁業 (原始生産業と云ふ)
- 二 工業及鑛業
- 三 商業及交通業
- 四 公務及自由職業
- 五 其他の有業者

右の中經濟上生産業の三大種類は第一・第二・第三とす、就中農業と工業とは最も重なるものにして、最き狭き意義の

廣義の生産

生産的職業

生産業たるものなり。然れども今日の生産は概ね交換の助ありて始めて營まるゝものなれば、交換を司る商業も廣き意義にては生産業と看做さるゝものとす。

商品生産の世に於ては、直接の生産者は從にして、間接の生産者却つて主たり實際に於て生産の事を創め、計劃を立て、之を主宰するものは商業者に屬するもの多し。是れ商業を廣義の生産と看做す所以なり。然れども精密に云ふときは、商業は間接の生産にして、其他生産を補助する交通業・公務・自由業等と共に、何れも生産的職業には相違なきも、直接の生産業たらざるものとす。乃ち生産の實際上の種類を表示すれば左の如し。

生産

直接生産
(生産業)

原始生産 || 農業・牧畜・林業・漁業・鑛業

加工生産 || 工業

間接生産
(生産的職業)

交換分配 || 商業・交通業

生産補助 || 其他の生産的職業

第二章 生産の要素

第一節 生産の根本的要素

發動、實行、
受動

經濟上の生産とは人間の意志之を發動し、人間の働き之が實行の任に當りて、自然界を促して價値を生ぜしむることとなり。されば生産の起るには、先第一に人間の意志の發動あるを要し、次に之を實行する勞働と、其働を受くる自然物・自然力あるを要するなり。此を總稱して生産の根本的

要素と云ふ。

発動の要素||人間の意志

生産の根本的要素

実行の要素||人間の労働

受動の要素||自然界 (自然物・自然力)

第二節 生産の實際上の要素

土地と労働

生産の實際上の要素にして何れの時代にも必ず存するものは労働と土地なり。経済生活の幼稚にして分業・交換の發達せざる世に於ては、生産發動の要素と実行の要素とは多く同一人の兼ねる所にして、之を總稱して労働と云へり。而して私有財産制度未だ起らざる間は、受動の要素は共同に使用せらるゝ土地ありしのみ。然るに経済生活の進歩に伴ひ、労働とは専ら実行の要素のみを指して云ふこ

企業と資本

差異の要點

とゝなり、發動の要素として企業なる別箇の要素起り、他方に於て、私有財産の發達に伴ひ土地の外に資本なる受動要素生じ、生産要素は 一 企業 二 労働 三 土地 四 資本の四者となるに至れり

企業は主たる生産の活動にして、労働は従たる生産の實行を云ひ、土地は増すを得ざる受動要素にして、資本は増し得る受動要素なり。然れども實際に於ては其分界は混同し易し。以下順次之を説明せん。

第三章 企業

第一節 企業の發達

自給生産のみ主として行はれたる時代に於ては、企業なる獨立の生産要素存せず、生産せんとの意志を立つる人直

企業なき時代

労働行程と價値行程

ちに之を實行する人を兼ねたり。故に技術上の生産と經濟上の生産との區別存せず、利用の發生と價値の發生とは全く一致せり。之を企業なき時代と云ひ、獨逸の學者マルクス氏は之を労働行程の時代と稱して、價値行程の時代と區別したり。即ち苟くも人間が生産に預ることは一切労働にして、發動實行の別なく總括して一の生産行程たりしものとす。然れども審かに云へば、此時代に於ても主として生産の發動を掌るものと、従として實行の任に當るものとは、其間多少趣の異なるものありしことは疑ふ可からず。即ち男女の分業著しき所に於ては、男子は主として發動者にして、女子は概ね實行者なり、我邦には昔は品部の制ありて、伴造又は伴緒と稱する部の長は生産を指導主宰し、部曲の民は其下に立ちて生産實行の任に當れり。此等を總

主從的分業

動産の發達

稱して主從的又は家長的分業と云ふ。

交換と分業と漸く普及するに及び、代物又は貨幣に換へて生産品を他人に授くること常となり、自給生産廢れて注文生産多く行はれ、従て生産發動の意志は生産者其人に存せず、反つて消費者たる注文主の定むる所となれり。然れども未だ企業なる獨立の生産要素起らず、唯だ労働行程の上にて多少の分化生ずるのみ。此に就ては私有財産制度の發達與て力あり。當時土地は概ね未だ共有財産なりしも、動産は漸く私有財産として、個々の人の占有する所となり、従て多少なりとも動産を私有する労働者と、全く之を有せざる労働者とは、同じく労働者ながら稍々生産上の地位を異にするに至れり。

私有ある労働者は獨立して生産に従事するを得たるも、

資本的労働の發達

手工業

資本的農業の
発達

之なきものは他人に従屬して生産を営まざるを得ず。前者は生産に於て主たる地位を占め、後者は従たる地位に甘じたり。是に於て生産受動の要素は概ね資本の性質を帯ぶることゝなり、資本を有するものは主にして、然らざるものは従たり。而して此くの如き資本的労働の最も発達したるものは手工業の親方なりとす。

私有財産の思想漸く普及するに至りては、土地も事實上（名義上然らざるも）私有財産となりて、生産上に於ては資本の性質を帯ぶることゝなれり。故に實際に於て、多少なりとも土地を私有する農夫と、全く有せざる農夫とは、同じく農業を営むものながら、著しく經濟上の地位を異にするに至れり。英國の『ヨーマン』我邦の郷士の如き前者の例なり。之を要するに、此時代は企業成立の準備時代にし

企業の成立

て未だ完全獨立の企業は存せず。

企業の發達は端を商業に發せり。元より以上述べたる時代にも商業は存したれども、之を農業に比すれば極めて微々たり。然るに近世に至り商業大に發達し、嘗に外國との間のみならず、國內にも交換の習慣普及することゝなり、註文生産は廢れ、商品生産代りて起るや、茲に生産發動の意志を掌る獨立の要素として企業成立するを見たり。

企業の任に當るものは多くは商人の階級より起る。殊に工業に於て從來の註文主に代り、各工業生産者に生産の方針を授け、資本を供給し、生産の全體を指導監督し、生産品を活用して効果を收むるものは、概ね都市定住の商人なりき。又資本的労働者の中漸く發動の任務を専らとするもの起れり。農業にては『ヨーマン』工業にては富有なる

企業の起源

親方の如き是なり。殊に主從的分業に於て主人たるもの力強き所、企業の發達亦た速なり。然れども企業成立の中心たり其進歩の先鋒たるものは必ず商業より起りしものと知る可し。

第一節 企業の意義

企業とは商品生産に於て生産發動の根元たるものにして、受動の要素たる土地及び資本と實行の要素たる労働とを、自己の創意と責任との下に結合して貨殖を圖る經濟單位を云ふ。故に企業は最も純粹の意味にての生産者なり。企業が労働と分れて獨立する時代は、労働行程の時代に對して價值行程の時代と云ふ。蓋し企業が實現せんと期する目的は、單に利用の發生増進にあらずして、貨幣價值の發

企業の定義

價值行程

餘剩價值

經營の分立

企業の任務

生増進なればなり。斯く企業の目的とする貨幣價值の増加を名けて餘剩價值と云ふ。即ち企業は餘剩價值を得んとする生産の主宰者なりと知る可し。

餘剩價值を主たる目的とする商品生産に於ては、企業と經營と分立するものなり。經營は労働行程の上に就ての組織にして、企業は價值行程の組織なり。兩者は均しく生産上の組織なれども、其目的とする所は異れり。

企業の任務は左の三者より成る。

- 一 生産の方針を立て之を指導すること。
- 二 生産上の全責任を負ふこと。
- 三 生産の結果を活用し餘剩價值の多少に伴ふ損益を負擔すること。

而して此任務を全ふする爲には、企業者は通例次の三箇の

企業家の三資格

資格を兼ね備ふるものなり。

- 一 生産の危険と計算とを負擔すること。
即ち最狹義の企業主たる資格
- 二 生産に要する資本を有し又た之を運用すること。
即ち資本主たる資格
- 三 他人を雇入れ之を生産の爲に使役すること。
即ち雇主たる資格

資本主并に雇主たる資格を具へずとも、第一の資格を有すれば企業主と稱す可きものなるや疑なしと雖も、今日の實際に於て一般に企業主と云へば、概ね以上三資格を兼備するを常とす。蓋し受動實行の兩要素を結合せん爲めには、企業主は此等を流通の關係によりて先づ我物となし、自由之を處分し使用することを要すればなり。

第三節 企業の形態

企業の五形態

企業の形態には左の五種あり。

- 一 個人企業
- 二 會社企業
- 三 組合企業
- 四 團體企業 (又公企業とも云ふ)
- 五 合同企業

個人企業

個人企業は歴史上より見るも、今日の實際に就て見るも、最も廣く行はるゝ所にして、獨り純粹の個人の掌るものを云ふのみならず、所謂家族企業をも含むものとす。事業の性質上個人の技能を要すること多く、事情の變遷著しきものに適せり。例へば一般の物品賣買商業の如き是なり。

會社企業

其反對に事業に多額の資本を要し、多數の労働者を使役するものには適せざる場合多し。
會社企業は長短とも恰も個人企業の正反對にして、事業の性質變化少く、個人的技能の影響を被ること多からず、而して多額の資本を要するものに、最も適するものとす。會社には左の種類あり。

會社の種類

- 一 合名會社
 - 二 合資會社
 - 三 株式會社
 - 四 株式合資會社
 - 五 有限責任會社
- 右の中合名合資株式三會社を最重なるものとす。三者の異なる點は 一法律上 二經濟上にあり。

法律上の異同

法律上の差異は専ら責任の限度如何にあり。合名會社に於ては責任は無限にして、社員は自己の財産全部を以て責に任ず。株式會社の株主は、其正反對に責任は有限にして、資本金として醸出したる株式の金額を限度とし、其他に及ばず。合資會社は其中間において、有限責任社員と無限責任社員とより成り、前者は株式會社の株主の如く一定の出資額のみを責任を負ひ、後者は合名會社の社員の如く無限に自己の財産を以て責任に應ずるものなり。

經濟上の異同

經濟上三者の異なる點は、主として資本・労働の出資の關係如何にあり。即ち合名會社に於ては、企業者たる社員は、資本・労働兩ながら之を醸出し、株式會社に於ては、株主は單に資本のみを醸出し、労働は凡て他より雇入れたるものにて、任ずるものとす。合資會社は以上兩會社の中間にありて、

社員中資本・労働共に之を醸出するものあり、單に資本のみを醸出するものありて、前者は企業の凡ての資格を備へ、後者は其一部を備ふるに過ぎざるものとす。之を要するに、合名會社は會社企業中にては、最も個人企業に近きものにして、株式會社は最も遠きものと知る可し。

合名會社と個人企業と異なる點は、前者は數人の力と資本とを合して一會社を立て、後者は一個人又は一家族のみに限るにあり。蓋し個人又は家族の力と資本とのみにては、規模大なる事業を營むこと難き場合に、合名會社の必要起るものなり。而して事業彌々大にして合名會社にても資本足らざる場合に、資本のみを醸出する社員を加ふるものは即ち合資會社となるなり。更らに事業大にして資本を要すること多き割合に、其性質は變化少く概ね劃一的に營

會社企業と個人企業との比較

株式合資會社

有限責任會社

組合企業

むを得る業に於て廣く一般公衆より資本を醸集し得る爲には、株式會社の形態最も適せり。

株式合資會社は、株式會社と合資會社とを合せたるが如きものにして、株式のみを有する株主と、無限責任社員とより成るものとす。此形態は株式會社の取締嚴重にして其設立に困難多き國に多く行はるゝ所にして、我邦に於ては實際に存するもの稀なり。

有限責任會社は、我邦の法律には未だ其規定なしと雖も、西洋殊に獨逸に廣く行はるゝ形態にして、有限責任にてあり乍ら株式を發行せざるものにて、實際上甚だ便利なり。

組合企業とは我邦の産業組合是に當り、其に三種あり、消費組合・流通組合・生産組合是なり。
我邦の産業組合法にては、信用販賣・購買利用四種の組合を規定
 西洋にては、消費組合は著しく發達せり、我邦にては

團體企業

然らず。生産組合 我邦の利
用組合 は西洋にても成績を擧げたるもの多からず、流通組合、信用、販賣、購買組合には事績の見る可きものあり。嚴密に云ふときは組合企業は元來企業にあらず、却つて企業を制限し又は廢せんとするものとす。團體企業又は公企業とは國家自治體等の公共團體の企業を云ふ。我邦にては自治體は營利事業を營まざるを原則とすれば、公企業は企業と看做すを得ず。然れども事實上國有鐵道、專賣事業、官立工場等は國家の企業にして、市街鐵道、瓦斯、電燈業の如きは自治體の企業なり。道路、港灣、郵便、電信、造幣事業の如き國家事業、水道、學校、圖書館等の如き自治體事業は、單に收入を得る爲の營利事業にあらず、故企業にあらず。我邦にては、此等を稱して公營造物と云ふ。合同企業に二種あり。一企業聯合 二融合企業是なり。一

合同企業

の例は『カルテル』にして 二の例は『トラスト』なり。『カルテル』とは、各企業者其々に獨立しつゝ、唯だ或種の事項を限りて、申合により、聯合して同一手段を取るものにして、或は賣價を共同にし、或は販路に就て協定し、或は生産高を限定する等あり。其中最も重なるは、生産品の賣價を維持し又は之を引上げんとすると是なり。而して此は交換、分配上の關係にして生産上の關係にあらず、生産上にては消極的に生産高の制限に就て協定するも、直接生産其事に就ては各企業は獨立するを常とす。『カルテル』の起るは、多く價格下落、就中不景氣の際に於て、殊に固定資本の額多く容易に他業に移る能はざる事業に於て見るものにして、其性質は専ら消極的、自衛的なるを常とす。『トラスト』は之に反し、積極的、進取的のものにして、多數の企業を融合

『カルテル』

『トラスト』

して一大企業となし、生産上に獨占の利益を收め販路を一手に歸せしむるを目的とす。従て各企業は全く其獨立を失ひ『トラスト』の一部分と成り了るを常とす。『カルテル』は歐洲殊に獨逸に行はれ、『トラスト』は米國に盛なり。我邦に於ては、紡績業及製糖業に稍、有力なる『カルテル』あり『トラスト』には未だ見る可きもの無し。

第四節 經營の形態

經營の形態は、規模の大小の上より見れば 一 大經營 二 中經營 三 小經營の三種あり。大仕掛・中仕掛・小仕掛の生産とも稱す。農業に就ては畧して大農・中農・小農と云ふ。工業に就ては大經營の利益は甚だ著しく、小經營は漸次大經營の爲に壓倒せらるゝ傾あり。商業に於ても卸賣は

大經營・中經營・小經營

其得失

性質上の四形態

勿論小賣までも大經營漸く盛なり、『デパートメントストア』は其最も著しき例とす。交通業に大經營の利益多きは言を俟たず。然るに農業に於ては大農必ずしも有利ならず、却つて中農・小農を勝れりとする場合あり。但し、我邦の小農中には極小に過ぎて甚だ不利なるもの尠からず。次に性質の上より經營の形態を分類すれば、左の四種あり。

- 一 單獨經營 一人にて生産に従事す
- 二 家族經營 家族と共に生産に従事す
- 三 助工經營 助工と共に生産に従事す
- 四 資本的經營 資本を中心として立つる經營にして、生産指導者（企業）と生産實行者（労働）とは全く人を異にす

歴史上の順序

「ファクトリ
「マニユファ
クチュア」

右はまた歴史上發達の順序に合ふものにして、就中助工經營の最も發達したるものは手工業なり。而して此より資本的經營起れり。資本的經營に二種あり。先きに起れるものを一分散的の經營と云ふ、其最も重要な例は家内工業なり。次で起れるものは二集中的經營にして、其代表者は工場是なり。工場に一機械を用ゆる工場と二用ざる工場とあり、前者を完全なる意義に於ける工場とす。英語にては前者を『ファクトリー』と云ひ、後者を『マニユファクチュア』と稱す。

第四章 土地

第一節 土地の性質

技術上の三性

土地には 一技術上の性質と 二經濟上の性質とあり。

技術上の性質は分つて三とす。

- 一 負擔能力 總ての生物(動植物)無生物(礦物)を包藏し、人間の生活に立場を與ふる力を云ふ。
- 二 栽培能力 植物を栽培し之を保持する力を云ふ。
- 三 營養能力 植物の成育に必要な養分を有し、之を與ふる力を云ふ。

經濟上の二性

土地の經濟上の性質には 一人力を以て左右し得ざる性質と 二人力を以て左右し得る性質とあり。前者を土地の不變性(又は固有性)と云ひ、後者を土地の可變性(又は資本性)と稱す。

面積及地位

土地の不變(固有)性は専ら面積と關連するものにして、面積の有する地位之に附帶す。面積とは地球表面の一定部分の謂にして、人力を以て増すとも減ずるとも爲し能

はざるものなり。故に之を不變性又は固有性と稱す。吾人は生産を營むに當り必ず先づ地球の表面上に一定の面積を得て之を立場と爲すを要す。地球の面積は終始定りたるものなれば、吾人の取り得可き面積は極めて有限なり。然るに吾人は一定の立場を得たるのみにては生産を營む能はず、自然界の與ふる空氣光線温度湿度を承けて始めて自然状態を變化し得るものなり。此等を總稱して土地の氣候的事情と云ふ。さて、地球上の面積は決して一様の氣候的事情を有するものにあらず、緯度の差、山川の形勢等により空氣光線温度湿度の配布の狀に大差あり。又た自然に存し若くは成育する動植物の分布、礦物存在の多少も地球上處により大に異れり。此兩種の事情を定むるものは一定の面積の有する地位是なり。地位の優良適當な

氣候的事情

る處に面積を得るものは、大に生産の効果を擧ぐるを得可く、然らざるものは多大の勞働に對して得る所少かるべし。されば面積其ものが始より極めて有限なるに加へて、好地位にある面積は更らに猶一層有限なり。吾人人類は文明の工夫により、多少は地位上の困難に打克ち、不便を取除くを得ざるにあらずと雖も、大體に於ては殆んど之を左右すること能はざるものなり。斯く、面積と地位とが不増不減なることは生産要素としての土地の特質にして、此が爲めに經濟上に被むる影響は甚だ大なり。

土地の資本性は、其重なるものを豊度とす。豊度は右の面積の反對に、著しく人力を以て左右し得るものにして、從て面積の有限より起る作用を緩和すること大なり。是れ可變性と稱せらるゝ所以なり。此の可變性の増進は、勞働

豊度

の結果にして、其の作用は、次に述べ可き資本と其性質を同じくす。故に又之を稱して土地の資本性とも云ふなり。吾人は土地の豊度を増進して、面積の不足、地位の不利に打克つことを得るものなり。土地の豊度とは、主として植物を生ずる力を云ふものにして、一物理的成分 二化學的成分の二より成る。物理的成分とは、技術上の栽培能力のことにして、植物の根を安全に保持し得る堅さと、水及空氣が十分に疏通し得る軟さとを適當に有することなり。化學的成分とは、營養能力を云ふものにして、専ら植物の生育に必要な無機物(礦物)を植物が吸収し得る状態に於て含有するを云ふ。尤も植物の大部分は有機物(主として炭素と酸素・水素・窒素との化合物)より成り、之を空氣及び水より得るものなり。植物の少部分即ち平均二十分の

物理的成分

化學的成分

無機物

有機物

耕耘、肥料

一は礦物にして、此部分は悉く之を土地より得るものとす。以上の兩成分は本來土地に具はるものにして、人間の力を加へずとも土地は植物を生育する力あるものなり。されども農業の技術を應用し、人間の力を施して之を適當に變化するときは、土地は著しく其豊度を増す可し。農夫の土地を耕耘するは、土壤を軟かにし、空氣及水の流通を良くする所以にして、肥料を施すも單に養分を増すのみならず、土地の物理的成分を變化するの作用あるなり。土地の化學的成分は肥料を施して、燐酸・加里及び石灰の不足を補ひ、又耕耘により地中に潜める無機物を空氣に觸れしめ、其作用を大ならしむるにより、之を増進するを得るなり。灌漑疏水の業亦然り。

之を要するに、土地には人力を以て左右し得ざる不變の

固有性と資本性

固有性ありて生産を制限するものなれども、同時に又た人力を以て豊度を増進せしめ、右の作用に逆行し得る可變の資本性を有するにより、其制限は或度迄は之を取除くを得るものと知る可し。

第二節 收穫遞減の法則

土地の豊度は人力を以て左右し得ること右の如くなれども、此作用も或程度以上に及ぶこと能はず。吾人が資本と労働とを費して、土地の物理的・化學的成分を増進し得る範圍に限あり、吾人は無限に土地の收穫を増加することを得ざるものなり。其故他なし、土地は收穫遞減の法則の支配を受くるものなればなり。

收穫遞減の法則とは左の如し。

定義

例證

一定の土地に資本・労働を費すこと或程度以上に及ぶときは、其收穫は絶対的には増加するも、相對的には遞減する傾向あり。

例へば費用十に對し、三十の收穫ありし土地に、費用二十を與ふるも六十の收穫なく、五十の收穫を得るに止るが如き是なり。絶対的收穫即ち全體の收穫の量は、三十より増して五十となりしも、其の相對的の増量即ち收穫増加の比例は、三倍より減じて二倍半となるなり。故に同比例の增收（即ち六十）を得んと欲せば、資本・労働の費用を増加せざる可からず。但し農業技術の改良（耕作法の進歩・有効なる肥料の發明等）行はるゝときは、此法則の作用停止せらる可きこと勿論なりとす。

右の法則と關連して、土地の收穫を支配する一作用あり。

最小率要件の法則

即ち、土地の收穫は、所要の諸要件中、最小率に於いて與へられたる要件の増加以上に増加する能はざる傾向あること
是れなり。他の要件は如何に十分に具備するとも、最小率を以て投下せられ若しくは最小率に於て現存する要件を増加するに非る限り、收穫は増加せず、其反對に、此要件をだに増加せば、他の要件は其儘なりとも、收穫は増加す。農業上此の傾向を稱して最小率要件の法則と云ふ。

さて土地は面積に限あり、地位之に加はりて更らに有限なるに、茲に又た收穫遞減の作用ありて、人力を以て左右し得る豊度の増進にも又た制限あり。従て生産要素としての土地は、常に生産上大なる困難を構へ、吾人をして絶へず不足を感じしむるものなり。此困難不足に打克つ能はざれば、吾人は生産を増すことを得ず。故に吾人は常に其工

土地と労働及資本との關係

夫を怠る可からず。其工夫は即ち労働なり、而して資本は労働を援けて此強敵と戦ふ手段なりとす。

第五章 労働

第一節 労働の意義及種類

労働とは力を出すことなり、吾人が力を出すに、其以外に何の目的もなきときは遊戯と云ひ、或目的ありて之を實現する手段として力を出すときは、労働と云ふ（廣義の労働）。
經濟上にて労働と云ふときは、生産實行の爲めに力を出すことにして、而して今日の商品生産の世にありては、主として生産意志の實行の任に當ることを意味す。殊に主として他人の意志に服従し、他人に雇れて貨幣價値を得る爲めに、苦痛を忍んで努力する經濟行爲を労働と稱す（狭義の

廣義

廣義の労働

狭義の労働

種類

労働。

主として、精神を役するか、身體を働かすかによりて労働を區別すれば 一精神的労働 二身體的労働の二種となり、特に素養あるを要するか、又は誰人にも成し得るかによりて 一習熟 (又は精鍊) 労働 二不習熟 (又は不精鍊) 労働の區別あり、獨立して營むか、他人に雇はるゝかによりて 一獨立労働 二雇傭 (賃銀) 労働の別あり。 又た指導の任に當るを 一指導的労働とし、執行の任に當るを 二执行的労働と云ふことあり。 今日大多數の労働者は、身體的不習熟雇傭 (賃銀) 执行的労働を營むものにして、生産の進歩は未だ其數を減ずるの作用を有せず。

第二節 労働の増進

數量的及品質的増進

數量的増進

自然増加

出生數

死亡數

労働の増進には 一數量的増進と 二品質的増進とあり。 數量的増進とは労働者の數の増加を云ふ、而して之を左右する條件は (甲) 人口全體の増加 (乙) 人口中労働者となるものゝ増加の二なりとす。 さて人口全體の増加は、出生數より死亡數を控除したる殘數に因るものにして、之を自然増加數と云ふ。 故に出生數増加して死亡數依然たるか、出生數は依然として死亡數減少するか、何れの場合にも自然増加數は上進して一國全體の人口數は増すものとす。 出生數の増加は専ら 一結婚者數の増加 二一配偶の出生率の増加によりて定めらるゝものにして、死亡數の減少は一般衛生状態の進歩、生存年齢の伸長より來る。 出生數増加するも死亡數も亦増加するときは自然増加數は上進せず。 出生數増加せざるも、

移民数

死亡數減ずるにより自然増加の率高まるを最も健全なる態とす。英・獨・瑞典の如き是なり。我邦は出生數も死亡數も共に大なるは、喜ぶ可き事に非ず。

自然増加の外、猶全體の人口數を左右する事情は移民にして、移出民數は之を控除し、移入民數は之を加算して、始めて眞の全體増加數を知るを得可し。我邦には移入は殆んどなく移出のみあり、故に自然増加だけ全體人口は増加せず、北米合衆國の如きは其反對に移入民の數甚だ多き故、全體の人口は自然増加以上に増殖するものとす。

マルサス氏の人口法則

さて人口の自然増加に就ては、マルサス氏の人口の法則なるものあり。其大意左の如し。

凡そ人口は自然の作用に放任するとき、食料の増加する割合よりは速に増殖する傾向あり。概して云へば、食料

は一・二・三・四・五・六・七・八・九の如く等差的に増加するに過ぎざるに、人口は、一・二・四・八・十六・三十二・六十四・百二十八・二百五十六の如く等比的に増加する傾向あり。故に人間自ら人口増加を制限せざるときは、自然の作用起りて、過超の人口數は之を滅亡せしむるものにして、之を名けて積極的の防遏と云ふ。此防遏を免れんと欲せば、吾人は自己の力により之を豫防する方法を講ぜざる可からず、之を豫防的制限と云ふ。

右マルサス氏の説は必ずしも皆當れりと云ふを得ざるも、人口は食料よりも迅速に増殖する傾向あり、食料を産出する可き土地の面積、並に其豊度は有限なるに、之によりて養はる可き人口は無限に増殖せんとする傾向を有することは、明白の眞理にして毫も疑を挾む能はざる所とす。

労働者数

故に人口中労働者となるもの、多少は、國民經濟を維持し、又た之を發達せしむるに就て重大の關係あるものなり。さて人口中労働者たるもの、多少を定むる條件は種々あり。(一) 人口の年齢別 (殊に壯年者數の多少) (二) 人口の體性別 (男子多きときは労働者多きを通例とす、但し近來は女子労働者の數著しく増加する傾向あり) (三) 人民の健康狀態等皆關係あり。就中最も重要なるは人口の密度集中分布の狀態是なりとす。人口の密度高く、一地方に集中し、都會と田舎と比して、都會に人口多く分布せらるゝ處は、労働者數は勢ひ多きを例とす。

品質的増進

然れども人口中労働者の數多きのみにては、有限なる土地の生産を以て、無限に増殖する全人口を養ふこと難し。國の労働者の労働に品質的増進なきときは、數量的増進は

生産効程

却つて國を貧ふする所以となる可し。労働の品質的増進とは、労働の生産効程 (能率) の増進を云ふものにして、之を左右する條件は左の三者なり。

労働心刺戟の四要點

一 労働心の刺戟 之に四様あり。

甲 一般に勤勉力行の風厚く、殊に労働を尊重すること深く、社會上労働者の地位高く、其生存の安定せらるること。

乙 雇主と労働者との間柄圓滿にして、就中雇主が労働者を蔑視せず、之を對等の人格者と認めて待遇する風の普きこと。

丙 社會政策・労働保護の設備十分なること、殊に工場法・労働保險・失業防止及保險・養老年金等の制度ありて、労働者の生活に安心を與ふること。

労働条件の三
要點

丁 労働者の自治自助を認め、職業上團結の自由を許し、労働者自己の力により、其社會上經濟上の地位を向上するを得る機會の備はれること。

二 労働条件の適當なること。之に三様あり。

甲 賃銀制度の完全にして、労働効程（能率）の多寡に相當する賃銀を適當の方法にて供すること。

乙 賃銀高の多きこと。賃銀高しとて必ずしも雇主は損するものにあらず、却つて其爲に労働効程（能率）増進し、結局雇主も國民一般も之によりて利する場合甚だ多し。

丙 労働時間の短きと。徒らに長時間労働者を苦使したりとて、時間と比例して生産高多きにあらず、時間適度に短きときは効程著しく高まる場合甚だ多し。

三 労働組織の發達

此項は次節に詳述す。

第三節 労働の組織

種類

労働の組織は分つて左の三種とす。専らブエヒアー氏の説に據る。

一 分業

二 協業

三 兼業

分業

分業とは一人にて爲し得ることを數人・數十人に分割し、

職業分業

各人夫々異りたる部分を引受くるを云ふ。此に四様あり。

專業分業

一 職業分業。農工商等の職業の分立することを云ふ。

二 專業分業。一職業内にて夫々専門に分るゝこと、例

へば鍛冶に金鍛冶・銀鍛冶・刀鍛冶・農具鍛冶等の専

生産分業

門分るゝが如し。

三 生産分業。一物の生産行程を數段に分ち、夫々別人の手にて營むこと、例へば衣服を作るに、紡績織物、染色、仕立等に分つが如し。

作業分業

四 作業分業。一名狹義の分業と云ふ。一經營内に於て技術上労働行程を數部に分ち、各人同時に異りたる一部々々の労働に従事すること、例へばアダム・スミスの例示したる如く止針の製造に數十の分業あるが如きを云ふ。

協業

協業とは一人の力にては爲し能はざること、を數人、數十人力を協せて成就することを云ふ。是に 一各人夫々に異りたる部分を引受くる結合協業（略して結業）と 二一の仕事を均一部分に分つ集合協業（略して集業）とあり。

結合協業

集合協業

單純なる集合協業

連業

同調連業

交調連業

結合協業とは、例へば舵手と漕手、餅つきと餅こねとの如く相互に關連する仕事にして、性質上一人が同時に兼ねるを得ざる、異りたる仕事を同時に結合するものを云ふ。

集合協業に二種あり (甲)相互間に連絡なく、唯だ一人の力に餘る大仕事を多數者の間に均一分に分ち、夫々獨別に之に従事するを單純なる集合協業（略して單純集業）と云ひ (乙)相互に關連する均一分を各人に割當て連合して協業するを連合協業（略して連業）と稱す。例へば數人、數十人手を分けて數町歩に渉る山林の樹木を伐るが如きは(甲)なり。

(乙)にはまた二種の小別あり (a)歩調を同ふする連業、例へば六人一組にて『ピッチ』を合せて一艘の端艇を漕ぐが如し、(b)歩調交互なる連業、例へば二人にて一挺の大鋸を以て木を挽くが如きは是なり。(a)を同調連業(b)を交調連業と名く。

兼業

分類表

兼業とは性質上毫も關係なき生産行為を一人にて兼ね營むを云ふ。農家が副業として小工業を營むが如きは是なり。近來の大企業殊に『トラスト』に於ける結業企業コムビネーションも亦一種の兼業にして、其他クルツプ製鋼所が造船業・鑛業を兼業するが如き、我邦にては、北海道炭鑛汽船會社の炭坑・製材・汽船・熔鑛を併せ營めるが如き、三井、三菱、住友、諸家の諸事業兼營の如き皆其例なり。但し此等は企業上の兼業にして、直接労働の組織にあらずと知る可し。

以上述ぶる所の労働組織の分類を表示すれば左の如し。



労働の組織



分業の利益

分業の利益はアダム・スミスの説きたる如く

- (一) 各人其長ずる所を業とするにより熟練を増す。
- (二) 常に同一業に従ふにより時間と手数を節約す。
- (三) 労働行程を單純にし機械の應用を容易ならしむ。

協業の利益

協業の利益は

- (一) 一人の力に及ばざることを成し遂げしむ。
- (二) 多數の力を協はすにより、一人一人の働きを合算したる以上の効果を擧げしむ。
- (三) 協業の爲め分業發達す。

兼業の利益

兼業の利益は

- (一) 一業に餘ある力を利用して無爲を防ぐ。
- (二) 資本に餘ある場合に之を運用する道を開く。
- (三) 各業相助け相互の生産力を増進す。

害

但し何れとも弊害の伴ふことあるを記せざる可からず。要するに労働の組織は巧みに之を應用すれば、因て以て労働の効程を大にし、一般に生産力を増進し、有限なる自然の不足と技術上の困難とに打克つを得る所以なり。而して其工夫を敏活にして目的を達するには、概ね常に資本の助を藉らざる可からざるものとす。

労働組織と資本との關係

第六章 資本

第一節 資本の本質

定義

資本とは餘剩價值を生ずる目的を以て使用せらるゝ私

自己倍加

有財産を云ふ。其主たる任務は、生産に方りて實行の要素たる労働を補助するにあり。資本の生ずる餘剩價值はまた資本となるものにして、其經過は之れを自己倍加と云ふ。

非資本

自己倍加は資本の特性なり。換言すれば、資本とは其もの増殖するを本領とするものにして、増殖せざるものは資本にあらず、非資本なり。土地の資本性と云ふは畢竟土地

収益力

の増殖性の謂に外ならず。而して此増殖は必ず人間の意志に基き人間の働きと結合して生ずるものとす。今日の商品生産に於ては、其増殖は物質上の増殖を云ふにあらずして、貨幣價値の増殖を云ふ。貨幣價値を増殖する力、即ち餘剩價值を生ずる力を名つけて収益力と云ふ。されば資本は収益力を有する私有財産（略して収益財産とも云ふ）

土地と資本との異同

なりと云ふも差支なきものとす。此點より云へば、土地も今日の經濟生活に於ては悉く皆資本たるものにして、之を生産に用ふる目的は貨幣に見積らる可き餘剩價值を生ぜんとするにあり。然れども土地には自己倍加はなく、唯其經濟上の性質たる豊度を増し得可きのみ、故に通例之を資本と看做さず、別箇の生産要素となすなり。但し個人の營利の立場より見れば土地は純然たる一種の資本なり。

資本性の附與

資本は私有財産なり、私有財産とは社會上の一制度にして、物本來固有の性質にあらず。土地は社會の制度如何に拘らず、依然として土地たるを失はざるも、資本は然らず。而して私有財産は皆資本たるにあらず、收益の目的を以て生産に用らるゝ私有財産のみ資本なり。收益の目的を立つるは人間の意志之を定むるものにして、物自らに存せず。

貯蓄と資本との關係

されば資本とは人間が資本とするによりて成立つものなるを知る可し。さて、吾人が資本とするとを名けて資本性の附與と云ひ、略して資本化と云ふ、英語にて『キアピタリゼーション』と云ふ是なり。私有財産に資本性を附與する道は(一)先づ労働の結果たる生産物を直ちに消費せず之を貯蓄し(二)貯蓄したるものを、餘剩價值發生の爲に生産に活用するにあり。故に資本は過去労働の結果にして更らに生産に用らるゝものにして、資本成立、増殖の道は貯蓄にありと云ふは必ずしも不可にあらず。然れども貯蓄する前に先づ生産することを要す、又た貯蓄したるものは之を營利的に活用するにあらざれば資本となる能はざるものなり。従つて『資本は生産より生ぜず、節儉より生ず』と云ふ説の誤なること、并に單に貯蓄のみを重んじ之を生

誤解に關する

産に活用することの更らに重要なを忘るゝの不可なることは、言を俟たず。我邦に此種の謬説行はるゝこと尠からず、経済學を學ぶ者能く辨別するを要す。

第一節 資本の種類

若干生産行程に亘りて漸次に其形態を變ずるものを固定資本と云ひ、一生産過程中に全く其形態を變ずるものを流通資本と云ふ。例へば機械・工場・器具の如きは固定資本にして、原料・燃料の如きは流通資本なり。固定資本の額多きときは容易に他業に移ることを得ず、之に反して、流通資本多きときは事情の變遷に應ずるに便利なり。故に固定資本を多く要する業に於ては、會社企業、就中株式會社最も適し、個人企業に於ては寧ろ流通資本に重きを置くものと

固定資本

流通資本

資本の種類と
企業形態との
關係

其他の
類別

す。近來固定資本を要すること大に又多額の固定資本を要する企業多き爲『カルテル』『トラスト』等の合同企業の發達を促がす傾向あり。

其他、資本の種類を種々區別することあり。例へば、(一)不變資本と可變資本の別、(二)融通資本と不融通資本の別、(三)投下資本と運轉(經營)資本の別、(四)自己資本と他人資本の別、(五)物的資本と貨幣資本の別、(六)生産資本と金融資本の別の如き是れなり。此等の區別は、時と場合とにより有用なること勿論なれども、右固定・流通兩資本の區別の如く重要なものにあらずと知る可し。

第三編 流通

第一章 總論

第一節 流通の意義

定義

自給生産の世に於ては、生産と消費とは共に同一單位内にて行はれ、單位と單位との間に交渉關係あるとなし。之に反し、今日の國民經濟に於ては、一切の經濟的活動は單位と單位との交渉を中心として行はれ、生産も消費も自立單位せず、皆交換經濟の一部としてのみ營まる。此單位間の交渉關係を總稱して流通と云ふ。

交換及分配

流通は普通之を交換と分配とに分つ。交換とは、單位と單位との間に財を有償的に授受することを云ひ、分配とは、

流通と生産との關係

生産に預りたる各單位間に生産の結果の配布せらるゝことを云ふ。前者は單位の立場より、人と財との關係を見、後者は國民經濟全體の立場より、人と人との關係を見るの差あり。然れども、實際に於ては交換行はるれば必ず分配も起り、分配せんと欲せば必ず交換によらざる可からず、故に兩者は分離して考ふること能はざるものとす。嚴密に云へば、流通も亦生産の一種即ち間接生産にして、之によりて利用を増進することは生産と趣を同ふするものなり。唯だ生産は状態の變化により、流通は關係の變化によるを相違の點とす。されば、生産は人間と自然界との交渉を主とし、流通は人間相互間の交渉を主とするものにして、社會の發達に伴ひ人間相互の交渉頻繁となる結果、流通は生産の中より分化し獨立の活動となりしものなり。今日の經濟

交通

價値の移轉

取引

商業

生活に於ては、生産は反つて流通の支配を受くるものにして、生産發動の要素たる企業は、流通を業とする商人より起れることは、既に之を説きたるが如し。第二編第三章第一節を見よ。

流通に、技術上の方面と經濟上の方面とあり。技術上の方面は之を交通と稱し、分つて通信・運輸の二とす。經濟上の方面は價値の移轉にして、之を行ふ行爲を取引と稱し、取引を常業とすることを商業と云ふ。取引とは、之を行ふ人の誰たるを問はず、苟くも今日の經濟生活に於て價値の移轉をなすことを云ふものにして、之を事柄より見たる商行爲即ち客觀的商行爲と稱す。商業とは、之に反し、商人なる特殊の營業者の營む所を指して云ふものにして、之を人より見たる商業即ち主觀的商行爲と稱す。

第一節 市場

定義

需要供給

市場の種類

流通の中心機關を市場と云ふ。今日の國民經濟に於ては市場以外に行はるゝ取引にても、概ね市場に於ける取引の影響支配を受くるを常とす。取引は價値の移轉をなすことなれば、必ず受くるものと授くるものとあり。受くるものを需要と云ひ、授くるものを供給と云ふ。故に市場とは需要と供給との相集合する所にして、此兩者を調和する機關なり。其調和は無差別の法則によりて、各人の差別的需要供給を聯絡統一するによりて行はるものとす。

市場には場所と時日とを限りて、需要者即ち買手と、供給者即ち賣手と、親ら茲に來集するものあり。之を具象的市場とす。又た場所・時日を特定せず唯だ一般に需要供給の

取引の種類

出會する場合を總稱して市場と云ふことあり。之を抽象的市場と云ふ。歴史上より見れば具象的市場先づ發達し、抽象的市場は商品生産の發達に伴ひ發生したるものとす。市場に於て行はるゝ取引には、商品の授受と價值の移轉とが同時に行はるゝものと、然らざるものとあり、前者を現品取引と云ひ、後者を繰延取引と云ふ。歴史上前の場合の方早く行はれたるは勿論にして、現に存在する商品を授受することなければ、價值の移轉を行ふこと能はざるを常態としたるものなり。然るに、今日に於ては、價值の移轉は反つて商品の授受に先だつことあり、或は賣買の約成りて後に始めて商品の生産起ることあり。是れ市場を中心とする流通發達したる結果にして、殊に銘柄又は標準によりて賣買し、商品の授受を將來に約束する定期取引の發生した

定期取引

取引所

るによれり。此種取引の行はるゝ、特種市場は取引所なり。取引所に於ける取引は一般市場に於ける、總ての取引に重大の影響を及ぼすものにして、其利害共に著しきものあり。

第二章 貨幣及信用

第一節 貨幣の意義

定義

貨幣とは價值の計慮の單位たるものにして、價值の移轉を媒介するものなり、之を略して云へば、流通の要具即ち貨幣なり。流通は價值の移轉をなす所以なれば、其移轉する價值を、何物かによりて見積り言表はさざる可からず。物々交換に於ては、交換財相互に相手の財の價值を見積り言表はすに過ぎず。然るに、其の間に貨幣起りて、價值移轉の媒介を専務とするに及び、此媒介物を以て價值計慮の單位

一方的・相互的流通

とし、双方の価値を見積り言表はすを得るなり。之と共に、貨幣は亦価値を保存する手段としても用らるゝに至れり。歴史上より見れば、單に一方より他方に価値を移轉する一方的流通先づ起り、續て相互に価値を移轉し合ふ相互的流通發達したるものとす。従つて貨幣は一方的價值移轉の爲に先づ發生したるものにして、就中神祇君主への貢獻の資料たるもの最も早く貨幣となれり。さて貢獻は有價的關係に基くものにあらざるは勿論なり。されば此時代の貨幣を以て交換の要具と稱するは不可なりと知る可し。また今日に於ては貨幣と商品と交換するとは之を賣買と名け、他人に有價的に貨幣を交付するとは支拂と名くるの常なれば、貨幣を賣買又は支拂の要具と云ふは可なれども、交換の要具とは云ふ可からず。而して賣買も支拂も皆取

交換の要具

賣買

支拂

取引の要具

引なれば此等を一括して、貨幣とは取引の要具なりと云ふは差支なきも、一方的流通の場合をも併せて、單に流通の要具と稱すること最も當を得るものと知る可し。

第一節 貨幣の材料及其發達

貨幣材料の備ふる性質

今日に於て貨幣の材料たるものは金及銀を普通とす。蓋し金及銀は左の特性を具備する爲、特に貨幣の材料たるに適するものなればなり。

- 一 少量の割合に價值多きこと
- 二 容易に持扱ひ得ること
- 三 量同じければ價值同じくして、代替の便あること
- 四 容易に腐敗磨滅せず、永く使用に堪ふること
- 五 容易に分割するを得、分割しても價值に變動を來た

さゝること

六 品質常に必ず均一なること

右の中 一より 四までは之を備ふる材料少しとせず、古代又今日の未開民族の間に貨幣として用ひらるゝ、貝・眞珠・家畜・皮・毛皮・布の如きもの概ね皆然り。然れども六個の性質を兼備するものは金銀續ては銅鐵なりとす。但し右の性質は主として今日用ひらるゝ金銀貨幣に就て學者が案出したるものにして、實際に於ける貨幣材料の發達に就ては、豫め右の如き標準を立て置きて選擇したるにあらざること勿論なりと知る可し。

さて貨幣材料の發達は、専ら流通事情の變遷によりて左右せられたるものなり。此點に於ては、對内貨幣と對外貨幣とを區別するを要す。對内貨幣とは、一國內又は一領域

貨幣の起源發達

對内貨幣

對外貨幣

物々交換との關係

内に行はるゝ貨幣を云ひ、對外貨幣とは其以外に行はるゝものを云ふ。貨幣は先づ對内貨幣より發達したるものにして、對外貨幣の發達は遙かに後の事とす。學者或は貨幣を以て物々交換の不便を除く必要より起れりと説くものありと雖も、此説は歴史上の事實に合はず。前に述べたる如く、流通は先づ一方的流通殊に貢獻に端を發するものにして、從て貨幣の起源は、貢獻及其他の一方的流通、即ち今日に於ては無償的贈答と認めらるゝものに存せり。相互的流通、即ち有償的交換の媒介の爲に貨幣を用ふるは遙かに後の事なり。今日に於ても、貨幣は主として國內限りのものにして、國境を出れば貨幣は地金なる一の商品たるのみ。さて貢獻に充つるものは、其地方に普く生産するものにして、而して神祇・君主の嘉納するものを例とす。故に貨幣

原始の貨幣材料

稍々進歩せる
貨幣

金屬

商品貨幣

鍛冶術の進歩

の材料として最も古く用ひられたるは、獵民にありては皮、毛皮、漁民にありては貝、眞珠、牧畜民にありては家畜、農民にありては穀物、布の如き、其地方其民族一般の生産物なり。

工業稍々起りては武器、農具、家具、什器又は裝飾品を之に充てたり。商業漸く盛にして遠方の異種族との間に交通行はるゝに及び、珍奇貴重なる外國品を貨幣とすることも起れり。貴金屬即ち金銀の貨幣となりしは、概ね此時代の事なり。但し始めは金屬の地金を貨幣として用ひたるにあらざ、金屬（多くは銅鐵）を以て製したる武器（刀、鎗の類）農具、什器等を其儘貨幣としたるものにして、支那古代の刀布の如き、又徳川時代蝦夷人の鍬先の如き皆其例なりとす。以上を總括して商品貨幣と云ふ。

然るに冶金鍛冶の術進歩し、日常の生活に金屬の器具を

秤量貨幣
鑄貨の發生

常用すること多く、武器の需要亦増すに従ひ、鍛冶を業とするものは何時にても喜んで金屬の地金を支拂用に受納するに至り、貨幣には普く金屬の地金を用ふることゝなれり。其地金は必要の分量丈け一々秤量して授受したり。支那に於ては今日猶ほ此種の貨幣行はる、之を秤量貨幣と云ふ。斯く、貨幣の材料は其時々^{之を一般收受性}に於て支拂を受くる者が最も廣く歡迎するもの之に當れり。^{又引渡能性と云ふ。}されども國內何れの所にても、又何れの人も、一樣に喜んで受くるものは未だ之なし。従て、一般共通の支拂要具として、又一般共通に價値を見積り言表はすものとしての貨幣は未だ存在せざるなり。其起りしは鑄貨成立して後の事なりとす。即ち冶金鍛冶の術愈々進歩し、又た度量衡の制發達するに至れば、取引毎に一々金銀を秤量せずとも、豫め一定金屬の

通寶・通貨

一定品位・一定量目を定め、之を特に貨幣用として一定の形（多くは圓形・楕圓形、偶には方形）に鑄造し、其の表に一定の證印を刻して、一般流通の用に充つること起れり、之を鑄貨と云ふ。鑄貨は商品貨幣又は秤量貨幣の如く他の用に兼ねて貨幣の用をなすものにあらず、全く單に流通の要具、一般支拂の要具のみを専務とするものにして、通寶又は通貨と云ふは能く其意を言表はすものとす。鑄貨ありて始めて完全なる貨幣成立したるものなり、されば今日に於ては貨幣と云へば、必ず先づ鑄貨のことを云ひ他のものは之に準ずるに過ぎず。

鑄貨の材料

印度との貿易より起る

鑄貨の材料は金銀を主とし、銅鐵之に次ぐ。西洋に於て金銀を斯く鑄貨の材料として廣く用ふるに至りしは、主として、東洋との貿易の關係に基くものにして、印度は金銀を

鑄貨と國權との關係

産せざる故、西洋との貿易に金銀を受くることを最も歡迎したりしかば、西洋の商人は争て金銀を印度に輸出し、之に代へて印度の高貴なる産物を買入れたり。従て印度と貿易する西洋諸國は、金銀を重ずること甚だ厚く、終に國內に於ける流通の要具としては、金銀最も適當のものとなれり。鑄貨の成立發達は、政權の發達と最も密接の關係あるものにして、鑄貨の刻印は多くは政權者又は其保護主たる聖者の肖像を以てせり。鑄貨の通用する範圍は即ち其國政權の及ぶ範圍にして、基督が羅馬の『デナリ』を見て『カイゼル』のものは『カイゼル』に納む可しと云ひたるは、能く此理を明かにしたるものとす。マルコ福音書第十
二章十三、十七節。鑄貨に關する國家の權利は分て二とす。一は鑄貨高權にして、二は造幣特權なり。鑄貨高權とは鑄貨を制定し

鑄貨高權
造幣特權

後藤家

之を監督する國家高權のことにして、造幣特權とは鑄貨を鑄造する特權を云ふ。昔は國家は鑄貨高權のみを有し、造幣特權は之を特殊の人を限りて特許し鑄造に従事せしめたり。其特許を得るものは富有なる大商人・金銀鍛冶等にして、我邦にても徳川時代には後藤家と稱する一鍛冶職の家に金貨鑄造の特權を、其の別家に銀貨鑄造の特權を附與し、之れを金座現今の日本銀行所在地附近にあり銀座現在猶ほ京橋區に其地ありと稱せり（青銅錢は幕府自ら鑄錢座始め龜戸にあり、後芝新錢座に移るを設け之を鑄造せり。今日に於ては造幣特權も亦國家自ら之を行使し、造幣局を設け一切の貨幣の鑄造を司らしむるを例とす。

第三節 本位制度

定義

國家自ら鑄貨高權を有し、又た造幣特權を行使する今日

法律上の貨幣

法貨

本邦貨幣制度

の文明國に於ては、鑄貨の技術上の方面のみならず、其經濟上、法律上の方面をも、國家の法律を以て制定するを常とす。之を名けて本位制度と云ふ。本位制度とは、法律上一般強制の支拂要具たる可き貨幣の材料を定むる國家の制度の謂なり。されば本位制度の存する國に於ては、貨幣とは國家の制度によりて設けられたる法律上の產物にして、商品貨幣秤量貨幣の如く、單に事實上貨幣たるものとは大に趣を異にするものなり。即ち本位制度の存する國に於ては、貨幣は國家が其高權により、法律の力を以て、一般強制の支拂要具と認めたるもの、謂なり。斯く法律上一般強制の支拂要具と認められたる貨幣は之を法貨と稱す。

我邦にては貨幣法明治三十年三月二十六日法律第十十六號第一條に於て貨幣の製造及發行の權は政府に屬すと規定し、第二條に於て純

金の量目二分を以て價格の單位と爲し、之を圓と稱すとし、第三條に於て金貨幣の種類を二十圓・十圓・五圓の三種とし、第五條に於て金貨幣の品位は純金九百分・參和銅一百分とし、第六條に於て其量目を左の如く定めたり。

- 一 二十圓金貨幣 四匁四分四厘四毛四
- 二 十圓金貨幣 二匁二分二厘二毛二
- 三 五圓金貨幣 一匁一分一厘一毛一

而して同第七條に於て金貨幣は其額に制限なく法貨として通用すと規定し、第十四條に於て金地金を輸納し金貨幣の製造を請ふ者あるときは政府は其の請求に應ずべしとせり。是れ即ち我邦の本位制度にして、此制度に従て鑄造せる二十圓・十圓・五圓三種の金貨幣は我邦の本位貨幣なり。本位貨幣とは國家の本位制度の規定に従ひ、所定金屬の一

本位貨幣

單本位・複本位

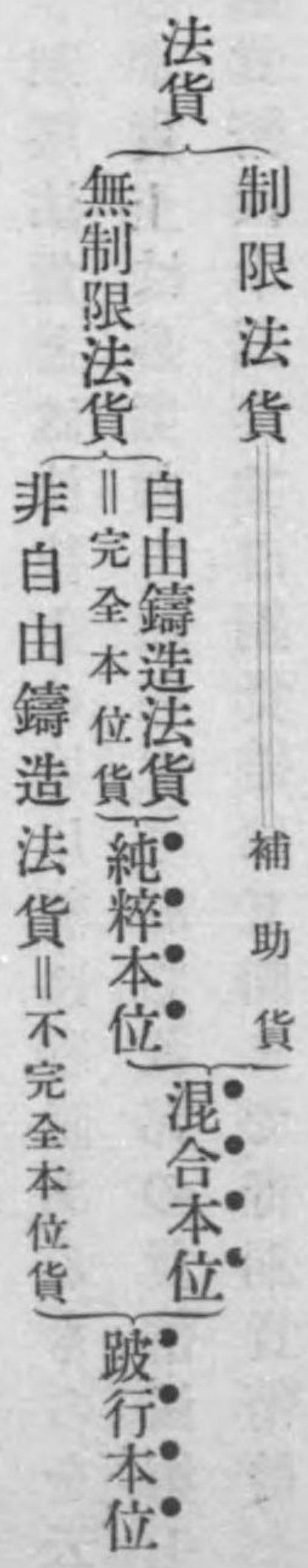
定の品位、一定の量目を以て鑄造せられたる鑄貨にして、無制限に法貨として通用し、(之を無制限法貨と稱す) 地金を輸納して請求するものあるときは自由に鑄造するもの(之を自由鑄造法貨と稱す)を云ふ。添田氏經濟學教科書其他の書に金貨一圓は本位貨幣なりとあるは、大なる誤なり。我邦の本位貨幣は二十圓・十圓・五圓の三種あるのみと知る可し。 本位制度に單本位と複本位單金屬制・複金屬制とも云ふの別あり。此は本位貨幣の材料を一種の金屬に限るか、二種の金屬を取るかより起る區別にして、一種の金屬即ち金又は銀のみを本位貨幣の材料とするものを單本位と云ひ、二種の金屬即ち金並に銀の兩者を材料とするものを複本位と云ふ。單本位の場合には、其金屬の一定の品位一定の量目を定むるを以て事足れども、複本位の場合には、二種の金屬即ち金と銀との比價をも法律を以て規定するを要するものにして、

金單本位の普
及と英國との
關係

事情は甚だ複雑なりとす。從て實際上の困難も多くして、今日の文明國は漸次單本位制度（殊に金單本位制度）に移りつゝあり。我邦も右述ぶる如く、金のみを本位の材料とするものにして金單本位の制を取るものとす。而して同じ單位の中にも、銀單本位よりも金單本位の方、文明國の間に、勢力あるは、主として英國との貿易關係より來るとなり。蓋し本位制度を定むるには國內流通の便のみならず、國際貿易の便を考慮するを要し、諸外國との通商上最も便利に又最も容易に支拂の用に充て得可き材料を取りて本位とす可きものにして、世界貿易并に金融の中心たる英國は、夙に金單本位制を執るものなれば、英國を中心とする通商場裡に立ちて國際支拂の便を圖らん爲、西洋諸國は相率て金單本位の制を採り、我邦も亦明治三十年に至り其例

本位貨以外の
法貨

に倣へり。金銀比價關係變動の事情の如きは、之に附帶する事情にして金貨本位採用の主たる原因にあらず。本位制度の定めある文明國に於ては、最も完全なる意義に於ける貨幣は本位貨のみなり。然れども實際の事情に於て完全なる本位貨（單本位にても複本位にても）のみを法貨とする國は一も之あるなく、多くは其以外に法貨として認めらるゝもの併存するを常とす。從て法貨に無制限法貨・制限法貨と自由鑄造法貨・非自由鑄造法貨との種類あり、本位制度の内容にも純粹本位制度・混合本位制度・跛行本位制度の別あり。即ち左の如し。



制限法貨

制限法貨とは法律上の通用額に制限あるものを云ふ(但し事實上は必ずしも然らず)。即ち我邦の貨幣法第七條に銀貨幣は十圓まで、白銅貨幣は五圓まで、青銅貨幣は一圓までを限り法貨として通用すとある是なり。此等を稱して補助貨幣と云ふ。蓋し補助貨幣とは、本位貨幣の用を補助するものにして、主として小額の取引の用に供せられ、概ね其額面價格は實際價格より高きを常とす。今日の文明國は何れも此補助貨幣を法貨とし、本位貨幣と併び行はれしむるを常とす。之を混合本位制度と稱す。之に反し本位貨幣のみを法貨とするを純粹本位制度と云ふ。

無制限法貨

自由鑄造

無制限法貨は、右に反し通用高に制限なく又額面價格と實際價格との間に懸隔なきものにして、元來は自由鑄造を原則とするものなり。我邦の金貨幣の如き、其他各國の完

非自由鑄造法貨

全本位貨の如き皆是なり。然るに一種の變態として、非自由鑄造法貨なるものありて、通用額には制限なけれども、地金を輸納するもの、請求次第自由に鑄造せず其限度を定むるか、又は一定の額を限りて發行したる上は全く新鑄せずと定むるものあり。此は實際上便宜の爲に設くる所にして、概ね複本位制度より單本位制度への移替りの状態にある國に存する所にして、常態を以て見る可からざるものなり。されば、此種法貨の行はるゝ國は複本位國にあらず又純粹の單本位國にあらず、之を跛行本位國と名づく。其意は一方は完全なる本位貨他方は不完全なる本位貨の兩者の上に、本位制度を建つるが故に、一脚は長く一脚は短くして跛行するが如しと云ふことなり。但し此名稱に對しては、複本位論者中反對するものありと知る可し。

跛行本位

グレシアン法則の定義

第四節 グレシアン法則及鑄貨制度

グレシアン法則とは左の如し

『一國に良貨悪貨並び行はるゝときは、悪貨のみ流通し、良貨は驅逐せらる』

其實例

蓋し貨幣は商品と異り使用消費するものにあらず、絶へず轉帳流通するに依つて其用を盡すものなれば、良貨悪貨並び行はれて流通の用同じきときは、人々は皆勉めて悪貨を撰びて此れを他人に轉帳し、良貨は之を退藏又は鑄潰すを利とす可し、故に流通上には悪貨のみ行はれて、良貨は影を潜むるものなり。さて、此法則は何れの時代何れの國に於ても其作用を有するものにして、殊に鑄貨制度の十分に發達せず、又た貨幣に關する知識の進まず、政府に於て屢々悪

グレシアン法則と複本位制度

不換紙幣との關係

悪貨の取締

貨即ち實價少き貨幣を製造發行して、財政上の困難を救済したる時代には、良貨即ち實價多き貨幣は痕を流通上に絶ちたること歴史上顯著の事實なりとす。我邦にても徳川時代には往々此現象を見たるものにして、新井白石の如きは夙に之を看破せり。複本位制度の最大缺點は金銀比價の制定宜しきを得ること難く、一方の本位貨は良貨にして、他方の本位貨は悪貨となり、其結果悪貨のみ流通して、事實上悪貨のみの單本位となり易きにあり。紙幣殊に不換紙幣に就ても此法則の作用顯はるゝこと屢々あり。されば今日の文明國は貨幣の統一を以て重大の任務とし、此法則の行はるゝ餘地なからしむるに力を用ふるものにして、國家自ら造幣特權を行使するも主として此が爲なり。されば、本位制度には必ず鑄貨制度の相伴ふを要するも

輕量貨幣

公差

のにして、殊に國家は二様の意に於て惡貨の起らざる様勉むるものとす。即ち一 鑄造技術上の惡貨二 流通上の惡貨を取締ること是なり。貨幣鑄造の技術は輓近、非常に進歩したれども、猶一切の鑄貨悉く精確に所定の純分と量目とを備ふるを保し難く、時に極めて微妙ながら差異を生ずることあり、其甚しきときは、純分量目少き鑄貨は惡貨となりて、其多き良貨を驅逐することも起る可し。故に國家は法律を以て其差異を限定するの必要あり、斯く法律を以て定めたる差異の限度を公差と云ふ。公差には純分の公差と量目の公差とあり、我貨幣法第九條には純分の公差は千分の一、第十條には量目の公差は千分の三、每片金貨二十圓は八毛六四、貨は千分の三、十圓は六毛〇五、五圓は四毛三二、銀貨五十錢は一厘七毛、一、二十錢は一厘〇毛七一を規定せり。次に流通上の惡貨には、轉帳流通の爲に磨損して量目を減じたる輕量貨幣と、

無効貨幣

通用最輕量目

無手数料引換

故意に之を毀傷したる無効貨幣とあり。造幣特權を行使し自由鑄造を認むる國に於ては、輕量貨幣は國家自ら其損失を負擔し、之を其額面價格に於て良貨と引換ふる義務を負ふを常とす。無効貨幣は當然其通用を禁ずること勿論なり。即ち我邦貨幣法第十一條には通用最輕量目金貨二圓は四、四分二厘、十圓は二、二分一厘、五圓は一、一分〇厘五を規定し、第十二條に於ては金貨幣にして磨損の爲通用最輕量目を下るもの、及銀貨幣白銅貨幣又は青銅貨幣にして著しく磨損したるもの、其他流通不便の貨幣は其額面價格を以て無手数料にて政府に於て之を引換ふべしとせり。而して第十三條には、貨幣にして模様の認識し難きもの、又は私に極印を爲し、其他故意に毀傷せりと認むるものは、貨幣たるの効用なきものと規定せり。此等皆本位制度を建つる國家の鑄貨制度に缺く可か

らざる規定にして、畢竟はグレシウム法則の作用を杜絶するの用あるものと知る可し。

第五節 紙幣及銀行券

紙幣とは紙を以て材料とする貨幣の謂なり。之を發行するものは國家にして、其製造も概ね國家自ら之れに當るを常とす。紙幣には國家が其高權により法律の力を以て、一般強制の支拂要具即ち法貨と認むるものと、然らざるものとあり。前者を本來の紙幣と稱し、後者を非本來の紙幣と云ふ。而して兩者を通じて、金屬貨幣殊に本位貨幣と兌換し得るものと、然らざるものとの別あり、前者を兌換紙幣と稱し、後者を不換紙幣と云ふ。今之を表示すれば左の如し。

紙幣の定義

種類

紙幣

本來の紙幣(強制流通力を有す即ち法貨) 兌換(金屬貨幣を代表す)

非本來の紙幣(強制流通力を有せず即ち非法貨) 兌換(銀行券に同じ) 不換(國庫に對し通用す)

さて各國の實際に於て、兌換紙幣は財政の都合上動もすれば兌換を停止して不換紙幣となり易きものにして、紙幣と云へば直ちに不換紙幣を聯想するの常なり。蓋し國家が紙幣を發行するは、概ね民間流通の便を圖るが爲めに、ならず、政府財政の都合上公債發行に換る可き一時權宜の法(二種の強制公債)として發行するものにして、兌換紙幣は此都合に應ずるに足らざるが故なり。政府自ら兌換紙幣を發行するも、其國特殊の事情により多くは不換紙幣に變ずるか、又は其流通極めて少額に止り漸次其跡を絶つを常と

兌換紙幣

不換紙幣

法貨たらざる
不換紙幣

強制公債

法貨たる不換
紙幣

す。故に政府發行の紙幣と云へば、先づ以て不換紙幣に限るものと云ふ可し。不換紙幣は右表に示す如く法貨たるものと然らざるものとありて、法貨たらざるものは國庫への支拂即ち租税・手数料・罰金等の上納の用に供せらるゝに
より、之を紙幣の納税準備と稱す。事實上の流通力を有するに過ぎず。故に若し此事なければ、不換紙幣は一種の強制公債たるに外ならざるものとす。法貨たる不換紙幣は、法律上は完全なる貨幣たるは勿論なり。而して此種不換紙幣は、發行額僅少にして民間通用の必要限度を超過せざるときは、必ずしも弊害を惹起さずと雖も、事實上此限度を知るに難く、知りて之を嚴守するとは更らに難きが爲、容易に惡貨たるの實を得、グレシウム法則の作用を呼び起し、良貨たる金屬貨幣を通用上より驅逐するを免れざるものと

す。故に財政健全の状態にある國にては、強制法貨たる紙幣は勿論、然らざるものなりとも一切紙幣を發行せざるを常とす。我邦の如き明治の初には紙幣存したれども、今日に於ては之を存せず。大正六年十一月八日以後臨時發行の五十錢、二十錢、十錢の小額紙幣は此限りに非ず。但し講和條約調印の日より一ヶ年後は發行せず。目下漸次其跡を絶ちつゝあり。

金屬貨幣と兌換し得る非法貨たる紙幣に就ては、右の如き憂之なしと雖も、各國の實際に於ては之を政府紙幣として發行せず、銀行券を以て之に代らしむるを常とす。銀行券とは一定の銀行（之を發券銀行と稱す）の發行にかゝり、本位貨幣の一定額を表記する紙片にして、持參人に對し一覽の上直に其額の本位貨幣を支拂ふ旨を約束する一種の約束手形なり。法律上の強制流通力を有するものあり、有せざるものあり。我の換銀行券は、同條例第四條に租税・海關稅其他一切の取引に差支なく通用すとありて強制流通

銀行券
定義

紙幣との異同

力を有する。流通の用より云へば貨幣と全く同じき作用を爲すものなれども、其發行者は銀行にして政府にあらず。又た其の流通場裡に入るは、紙幣の如く政權の關係に基くものにあらずして、多くは發券銀行の貸付・割引等、商業上の關係に基きて民間に散布せらるゝものにして、之を紙幣と同視するを得ざるものと知る可し。

兌換紙幣は政府の紙幣にして、兌換券は銀行の約束手形なり、されば津村氏經濟大意其他の書に、此兩者を同一物と記せるは誤なりとす。但し法貨たる兌換銀行券は、法律上完全なる貨幣たると本來の紙幣に同じきものとす。

我邦の日本銀行兌換券は之に屬す。

發券制度

銀行券は、發券銀行の責任を以て振出したる約束手形なれば、其發行に關する事項は、元來其發券銀行に一任するを以て足るが如しと雖も、事實上流通要具の實を具へ國家の發行する本位貨幣に代はるの用あるものなれば、國家は其

發券銀行單一制・複合制

高權により、其の發行に關する一切の事項を嚴に規定するの要あり。故に、銀行券發行制度は今日の文明國に缺く可からず。

我邦にては明治十七年五月二十六日太政官布告第十八號からず。(爾後數度の改正あり)兌換銀行券條例によりて之を規定す。

さて此制度の要點二あり、其一は發券の特權を附與する銀行は、單一銀行に限るや又は多數の銀行を指定して之に發券を許す可きや是にして、之を發券銀行の單一制又は複合制と云ふ。各國の實際に於て、單一制は複合制に勝るものと認めらる。我邦に於ては明治の始め複合制を採り、多數の國立銀行に發券の特權を附與したれども、今日は單一制を採り、日本銀行のみ此特權を有するものとす。

朝鮮に於ては朝鮮銀行臺灣に於ては臺灣銀行は其例外なり、但し此く例外を設くるは決して完全の制度にあらず。

其二は發券額の制限及び發券額に對する兌換準備額の規定是なり。準備の如何を問はず、發券の總額を絶對的に限定する制度を最高

發券額の制限

兌換準備の制
度

發券額限定制度と稱す。今日の實際に於ては此制度を採
 る國は少く、本位貨幣の準備ある限りは其額に對する銀行
 券は無限に之を發行するを得とするを常とし、唯だ正貨準
 備（金銀貨及地金銀準備）なく所謂保證準備（公債證書大
 藏省證券其他確實なる證券又は商業手形を保證とす）に
 て發行し得可き額に就て制限を設くるものとす。此に三
 種あり、即ち 一正貨比例準備制度 二保證準備限定制度
 三保證準備伸縮制度是なり。

正貨比例準備制度とは、發券總額の一定の比例額 例ば三分の
又は百分の 四十の如き 分の一 は必ず正貨準備を要し、其他は保證準備による
 可しと定むるを云ふ。保證準備限定制度とは、保證準備に
 より發行し得可き銀行券の總額を絶對的に限定し、其以外
 は必ず正貨準備を備ふるを要すと定むるを云ふ。保證準

正貨比例準備
制度

保證準備限定
制度

保證準備伸縮
制度

我邦の制度

備伸縮制度は、其の變態とも見る可きものにして、平時は全
 く保證準備限定制度によるも、非常特別の場合には政府の
 許可を得、一定の發行税を納めて制限外に保證準備發行を
 爲し得るものを云ふ。我邦の現行の制度は即ち是にして、
 三種の制度中最も非難少きものと稱せらるれども、必ずし
 も然りと云ふを得ず。即ち日本銀行は一億二千萬圓を限
 度とし、保證準備を以て兌換券を發行するを得、其以外は悉
 く正貨準備を備ふるを要するも、市場の景況に由り、流通貨
 幣の増加を必要と認むるときは、大藏大臣の許可を得て制
 限外發行をなすを得、此場合には一箇年百分の五を下らざ
 る割合を以て發行税を納む可く、其割合は其時々大藏大臣
 之を定むと規定せり。 大正八年十一月二十
日以後は年七歩。 然るに、我邦實際
 の事實としては、此の制限外發行なるものは全く一の常態

制限外發行

在外正貨

となり、歐洲大戰後の短期間を除くの外は、其の消滅に歸したることなく、制限の實は全く空文に屬せり。唯發行稅納付の規定あるに止り、一億二千萬圓の保證準備の限定は毫も其實なきことゝなれり。殊に在外正貨と稱して、現に日本銀行の庫中に保有するにあらざる在外債權をも、庫中保有の在外正貨と全く同様に取扱ひ、之を兌換券發行の正貨準備中に算入することを許したるにより、正貨準備の原則も亦打破せらるゝことゝなれり。即ち我邦現行の兌換券制度は、條例制定の精神を全く失ひたる一變態を呈せるものと知る可し。従つて、名實完備せる兌換制度の確立は、我邦目下の急務なりと云はざる可からず。

加之、歐洲大戰の結果、世界各國の金貨本位制度は、北米合衆國並に瑞典の二國を除くの外は、悉く有名無實のものと

一變態

有名無實なる
本位制度

金の鑄潰し及
國外輸出の禁

我邦の現在

なり、事實上不換紙幣及び不換銀行券のみ行はるゝことゝなれり。是れ金の鑄潰し及國外輸出を禁止するに徴して明なる所にして、獨逸佛國、埃國、露國等は公然兌換券の兌換を停止して、不換券國たることを聲明し、他の諸國は然らず名義上は依然として兌換制度を存續すれども、事實上は兌換を停止したるものなり。我邦にても大正六年九月十二日大藏省令第二十八號を以て、金貨幣又は金地金を輸出せむとする者は、大藏大臣の許可を受く可し、但し外國に旅行する者金貨幣百圓未滿を携帯する場合は此の限に在らずとし、犯す者は懲役又は罰金に處せらるゝことゝし、更らに地金として販賣し又は使用する目的を以て金貨幣を蒐集鑄潰又は毀傷したる者の罪之れに同じと布告したり。故に縦令兌換券を日本銀行に於て本位貨と兌換するも、百圓

金拂下價格の變更

以上は、極めて特別なる場合の外は、之を國外に輸出するを得ずして、兌換は有名無實のことゝなれり。何となれば、國外に輸出するか、若くは工業其の他の實用に供するの道全く存せざれば、金貨と兌換するは全然無意義のことゝなりたればなり。然るに極めて最近大正十三年十一月大藏省は更らに金の拂下價格を改めて、從來金二分一圓の割にて正金銀行をして金を拂下げしめて、工業用の需要に應じ居りしを、其拂下價格を引上げて外國爲替相場に準據せしむることゝしたり。外國爲替相場は今や下落して、金二分一圓の割と著しき徑庭を示めしつゝあり。かくて、我邦の兌換制度は今や事實上のみならず、名義上にも撤廢せられたることゝなれるものとす。従て前述の本位制度を規定せる我貨幣法は一の死文に化し、金二分を價格の單位とし之を圓

名貨共に不換券國

と稱すとせる原則は全く消滅に歸したるものと知る可し。従て又た本位制度に關する一切の規定は毫も實際に存在せざることゝなり、流通の要具は、不換券たる日本銀行兌換券補助貨、小額紙幣のみとなれるものとす。

第六節 貨幣の價值即ち購買力

貨幣の價值は之を購買力と云ふ。此に對内對外の別あり。従て一國の貨幣は、對内價值又は對内購買力と對外價值又は對外購買力の二者を有するものとす。此二者は全く一致することあり、一致せざることありと雖も、結局は一致す可きものなり。其の理由を次に説明せん。

一國貨幣の對内購買力は何に基くかに就いては、金屬主義の説と名目主義の説とありて、其論ずる所同じからず。

對内價值・對外價值

對内購買力

金屬主義

金屬主義の説によれば、一國貨幣の購買力又は價值は、本位制度の規定せる金屬の一定量の價值即ち之れなりと云ふ。即ち我邦に於いては、金一圓の購買力は純金二分の價值之れなりと云ふにあり。然るに此説明を以てしては、不換紙幣又は不換銀行券の購買力は何に基くかを知ること能はず。故に種々牽強附會の説を立つるもの多しと雖も、何れも其効あるものなし。茲に名目主義（又は表章主義）の説出で、曰く、貨幣は自ら價值を有せず其の通用力は、名目上附與せられたるものに過ぎず、一國の貨幣に其の通用力を附與するものは、今日にありては、何れも國家の布告なり。従て、一國貨幣の通用力は布告によつて定めらるゝが故に、此主義を布告主義とも云ひ、又布告する者は國家なるが故に、此主義を貨幣の國定主義とも云へり。

名目主義

布告主義

國定主義

兩説合致する
場合

今右兩説の當否を判ずるに、歐洲大戰前の我邦并に諸文明國の狀態に對しては、金屬主義も名目主義も共に事實の一面を能く示めしたるものと云ふ可し。即ち兌換制度完全に運用せられ、本位貨の自由鑄造并に輸出及鑄潰しの自由の毫も制限せられざる狀態の下にありては、本位貨并に兌換券の購買力は、其國本位制度の規定に基く金屬一定量の價值に一致せり。従つて、其貨幣の價值は金屬一定量の價值なりと云ふ金屬主義の説明も、其通用力は國家の布告即ち貨幣法の規定により名目上附與せられたるものなりと云ふ名目主義の説明も、共に同一事實を異れる方面より考察したるに過ぎざるものなり。何故となれば、國家の布告する所は即ち一定量の金屬の價值に外ならざればなり。然るに歐洲大戰後各國の貨幣制度は、國家の布告により

規定したる所と全く異なるものとなり貨幣法は有名無實の死文となれること前述の如し。其結果國家の布告により定めたる一定量の金屬の價值は、貨幣の價值と全く一致せざることとなり、貨幣の購買力は金屬主義の説の如く、一定量金屬の價值に基かず、又た國家が貨幣法により布告せる價值にも因らずして、其時の事情に従ひ、騰落極りなきものとなれり。此の騰落を反映するものは即ち一般物價指數の増減是れなり。物價指數とは、代表的商品の時々の價格を調査し、之を或る基本期日の價格に對照したるものなり。例へば我邦にては日本銀行調査の指數は、明治三十三年十月の價格を百とし、之れに對し大正十三年九月の價格を二百七十三・一四とするが如し。換言すれば、明治三十三年十月に於て價格百圓なりしもの、大正十三年九月には二百七

物價指數

金屬の價值と
貨幣の價值

我邦の現状

十三圓十四錢に昇りたるなり。此指數を調査諸商品全體に一就て平均したるものを平均指數と云ふ、右二百七十三・四は諸商品指數の平均數にして、從て、貨幣の購買力の變遷を示めすものなり。即ち我邦貨幣の購買力は $\frac{100}{273} = 36\frac{1}{3}\%$ 六割三分三分の一に下落したるものなりとす。

本位制度及兌換制度を嚴守し、本位貨に關する規定を強いて右の物價指數の騰落に一致せしむることあり。然る場合には、本位貨の素材たる金屬の國內價格は、貨幣價值の騰落に追從して騰落す可し。此場合には、金屬主義の説く如く、貨幣の價值は猶依然として、金屬の價值と一致す可しと雖も、其は金屬の價值が貨幣の價值の基本たるに非ず、却つて貨幣の價值が金屬の價值の基本たるなり。我邦に就て云へば、明治三十年の貨幣法により金二分を一圓とすと

定めて以來、金一圓は常に純金の目方二分の價值となれるものにして、貨幣法制定の際は、純金二分の價值が基本となりて金一圓の價值を定めたるものなれども、其以後は一圓が基本となりて純金二分の價值を定めたるものなり。從て歐洲大戰以來他の諸商品の價格は何れも暴騰したるに拘らず、金のみは常に目方二分金一圓、一匁金五圓なる價格を維持して、大正十三年十一月の金拂下價格改正までに及べり。

右事實を要約すれば、歐洲大戰以後、我邦の貨幣は歐洲諸國の貨幣と同じく（現在にては、歐洲の貨幣よりも更らに多く）其の對内價值又は對内購買力暴落したるものなれども、其暴落したる價值を人爲の施設により無理に金の價值を追從せしめたる爲め、金の價值は、我國內に於いては世

人爲的強制

其の撤去

界一般の價值よりも遙かに低きものとなり居りしものなり。是れ人爲的強制の甚しきものにして決して永續す可き現象にあらず。故に前述の如く、政府は大正十三年十一月以後金の拂下價格を本位制度の規定によらず、時々の外國爲替相場による可しと改正して、此の人爲的強制を撤去することゝしたり。

對外價值

貨幣の對外價值も本位貨に就いては、金屬主義の説く如く一定量の金屬の對外價值に基くものなり。然るに現在の如く文明諸國多くは不換紙幣、不換銀行券國となれる今日は、此説は全然之を適用すること能はず。故に購買力平價説なるものありて、右説に代つて一國貨幣の對外價值を説明せり。曰く、一國貨幣が金屬貨ならず不換券たるときは、其の對外價值は、國內に於ける購買力の増減によつて決

購買力平價説

定せらるゝものなりと。故に人爲的強制存せざるときは、一國貨幣の外國爲替相場は、本位貨の平價（我邦の本位貨に就て云へば、其の平價は米國の弗に對して金百圓は米貨四九・八四六弗、英國の磅に對しては、金一圓は英貨二・〇五八三志なり）に、其時々之の購買力の割合（即ち物價總平均指數）を乗じたるものに該當す可き筈なり。但し他に事情あるときは、必ずしも此限にあらず。今米國に於いては物價指數の増加我邦に於けるが如く大ならず、換言すれば、米國貨幣の購買力は我邦貨幣の購買力よりも下落の割合小なり。大正二年一月を百とすれば、大正十三年八月には米國の指數は百三十五・四に昇りたるに過ぎざるに、我邦にては、二百九・七に昇り。従つて我が圓貨對弗相場は到底平價を維持し能はざること明かにして、右の説によりて算出するときは、

$$49.846 \times \frac{135.4}{209.7} = 32.18$$

日米の關係

結局の一致

即ち、我が百圓は粗ぼ米貨三十二弗強に該當するに過ぎず、故に、最近我邦の對弗相場は金百圓に對し三十八弗強に下落したり。唯だ人爲的手段によりて、此下落の傾向を防止し、國內物價の暴騰を甘んじて、外國爲替相場を維持し居たるに過ぎず。一國貨幣の對内購買力下落して、對外購買力依然たることは不可能にして、人爲の手段は唯だ一時を彌縫し得るに止まり、對内價值の下落は早晚對外價值（爲替相場）の下落を招致するを免れず。斯く貨幣には對外價值あり、對内價值ありて、兩者一致せざることありと、雖も、其の不一致は人爲的強制より來るものにして、之を自然の趨勢に放任するときは、結局一致す可き筈のものなるを知る可し。而して其の何れの場合に在りても、本位制度の規定する金屬一定量の價值が貨幣の購

貨幣價值の公式

買力を定むるにあらず、却て貨幣の價值が本位貨に用らるゝ金屬の價值を決定するものなり。然らば、貨幣の購買力其ものは何によつて決せらるゝかは、金屬主義の説も名目主義の説も未だ之を解決したるものに非ずと知る可し。

貨幣は他の商品と同様の價值を有するものに非ず。然るに貨幣が本位貨より成るときは、一定量の金屬其價值の基本たるの觀を成すが故に、金屬主義の説は貨幣の價值も他の商品の價值と全く同様に、其素材たる金屬の價值によるものと誤解したり。然れども本位貨たると不換券たるとを問はず、貨幣の價值は毫も其素材價值に基くものにあらず、一般商品の價值とは、全く異なる事情によりて左右せらるゝものなり。今マーシアル及びピグー兩氏の説く所によれば、貨幣の價值即ち購買力を定むる公式は左の如し。

其の説明

$$R = P \cdot K$$

n は通貨總額
k は取引單位數

P は物價指數

一國に於ける流通所要貨幣の總額は、平均物價指數に取引單位の總數を乗じたるものなり。故に、取引單位の總數 (k) に増減なきときは、所要貨幣總額 (n) は、物價指數の増減に正比例して増減す可く、貨幣總額 (n) 増加するときは物價 (P) は之れに應じて騰貴す可し。但し (n) は一定の速度を以て流通するものと前提するは勿論にして、此の速度に變化起るときは、總額に増減なきも、猶物價の騰落を來す可し。

信用の作用

信用の作用は毫も右の公式を動かすことなし。唯だ右公式に追加して

$$R = P \cdot (K + H)$$

k は信用(銀行預金額)
H は銀行預金額に對する正貨準備率

となせば足るなり。此の場合 k は各人が現金にて保有

する部分、 k' は銀行預金として保有する部分なり。 k と k' との割合は、其の國信用制度の發達如何によりて同一ならずと雖も、 k と rk' との和は、即ち前公式に於ける k に該當す。故に k 、 k' 、 r 三者に増減なきこと、前公式に於ける k の場合と同じとすれば、 n と p とは正比例に於て⁽⁵⁾ 増減するものなりとす。

以上の公式を以て、貨幣の購買力即ち價值を説くを名けて貨幣數量説と云ふ。金屬主義も名目主義も共に妥當ならず、然るに此數量説は、貨幣の購買力の何に基くやを説いて粗ぼ正鵠に中れり。唯だ此説に盲從して牽強附會の布演を爲すもの尠からざる爲め、之れを誤解するもの多く、數量説は陳腐なる迂説なりと斷定するもの鮮しとせず。然れども、歐洲大戰以後諸文明國に於ける變遷は、貨幣に關す

貨幣數量説

諸種の謬見

る從來の諸説を悉く無用に歸せしめ、却つて陳腐の舊説として斥けられたるもの眞を得るに近きものあるを明かにしたるものとす。殊に最近金價引上げによりて名實共に不換銀行券國となれる我邦の實情に就ては、金屬主義の説の如きは事實に合せざる空論に歸したるを知らざる可からず。然るに猶ほ此謬見に囚はれて實情の判斷を誤るもの尠からず。更らに又た貨幣を以て確定不易のものと做し、貨幣は價值の一般的保藏具なり、貨幣は嚮導的先天命題なり等と言ふものあり。空論の弊も亦極れり。

第七節 信用

貨幣經濟に於ける取引は、財と貨幣とを相換へて、價值の移轉を行ふにあり。然るに信用の發達するに伴ひ、財の授

信用取引

受と貨幣の授受と時を異にして行はるゝ取引普及するを見る。之を信用取引と云ふ。

信用の定義

信用とは、価値の移轉が二の異なる時に涉りて行はるゝことを云ふものにして、先づ一方の価値のみを移轉し置き、對價の移轉は之を將來に約束するものなり。其對價は一定の貨幣額なるを常とす。さて普通の説にては信用とは信任のことなりとすれども、是は事實に合せざる誤謬なり。今日の經濟生活に於ては一切の取引は皆信任に基くものにして、商品を買ふものは賣手が不正品を提供せざるを信任し、土地家屋を貸すものは借手が故意に之を毀傷せざるを信任するものなり。然れども此等は信用取引と稱せざること勿論なり。信用とは、主として動産貸借に關する取引に就てのみ言ふものにして、同じ動産の貸借に就ても、賃

信用と信任の別

消費貸借

貸借及使用貸借の場合には信用取引と云はず、其の貸す所の動産が借手の所有に歸する場合即ち消費貸借

民法第五百八十七條

代替的對價

消費貸借は當事者の一方が種類品等及數量の同じき物を以て返還を爲すことを約して相手方より金錢其の他の物を受取るに因りて其の效力を生ずの取引のみに就て云ふものとす。換言すれば、先づ完全に價值の移轉をなし置き、將來に於て其代替的對價即ち多くは一定の貨幣額を、相手方より移轉す可きことを約する場合のみに就て信用と云ふなり。簡單に云へば、信用とは時間的に分離したる價值の移轉を稱するものなり。是れ貨幣經濟の發達に伴ふ取引の新形式にして、爲に貨幣の流通要具たる作用に變化を召起すものなり。即ち信用取引の範圍擴張するに従ひ、支拂要具の用を爲すものは現實の貨幣のみならず、貨幣と信用との總和たるに至るものとす。一五一頁 其故は、現に貨幣を有せざるものも、信用取引

信用と貨幣との關係

信用と物價との關係

信用券

銀行

信用の種類

の形式により取引を行ふことを得ればなり。従て物價の高下は必ずしも貨幣額の多少のみによりて左右せられざるに至る可し。故に或學者は信用は即ち貨幣なりと云へり、但し此説は比喻を極言したるに過ぎず、採る可からず。信用の要具は之を總稱して信用券と云ふ。其重なるものは小切手及手形にして、手形に爲替手形と約束手形とあり。其他一定の金額を表示し、裏書又は引渡により譲渡し得る公私の證券も、信用の要具たることありとす。而して此等の信用券を營業の目的物とし、信用取引の媒介機關たるものは銀行にして、銀行業の發達は信用の普及進歩に重大の關係あり。

信用は種々の標準により之を種別することを得、其重なるものは左の如し。

一 給付物件の種類を標準とすれば

イ 代替信用。貨幣又は其他の代替物を貸し付け

對價の給付を將來に約するもの、即ち普通の現金貸の如き是なり。

ロ 商品信用。先づ商品を給付し置き、其對價の給

付を將來に約するもの、即ち掛賣の如き是なり。

ハ 銀行信用。一定の貨幣額を表示する債權を給

付し置き、反對給付を將來に約するもの、即ち手形取引の如き是にして、銀行の取扱ふ信用取引は専ら此種のものなる故此名あり。就中手形の引受により價值を移轉するを引

受信用と云ふ。

二 信用關係を標準とすれば

イ 直接信用。例へば銀行券を發券銀行より受取る場合には、直接に其銀行を信用するものなり。

るものなり。

ロ 間接信用。例へば一般の取引に銀行券を受取る場合は、間接に其銀行を信用するものなり。

ものなり。

三 保證の對象を標準とすれば

イ 對人信用。主として債務者の人格を信用するもの。

もの。

ロ 對物信用。債務者の提供する物的擔保を保證とするもの。

とするもの。

四 信用取引の時間を標準とすれば

イ 長期信用。不動産抵當の場合に多し。

ロ 短期信用。商業上の貸借、殊に銀行信用に多し。

五 信用を受くる債務者の目的を標準とすれば

イ 生産信用。生産用の爲に資金を借入るゝ場合。

ロ 消費信用。消費用の爲に借入るゝ場合。

今日の經濟生活に於ける信用の作用は甚だ顯著にして、信用の媒介なければ流通の範圍著しく縮少す可し。故に此有様を稱して或學者は信用經濟の時代と呼べり。然れども信用は其運用宜しきを得ざれば弊害を生ずるを免れず。殊に銀行恐慌又信用恐慌の現象は信用の擴大に伴ふて起る所にして、此點に於て信用の機關たる銀行、殊に中央銀行は、克く弊害を未然に防ぎ、其利を擧ぐるに勉む可き重

信用の利害

信用經濟

信用と銀行

大の任務を有するものとす。

第三章 價格

第一節 流通の原理

流通は利用小なるものを與へて、利用大なるものを取るを目的とす。故に流通は、財に對する各人の主觀的利用評量其れ其れに異なるより起るものと知る可し。從て交換の當事者が全く同一の利用を認むるものに就ては交換は決して行はれず、賣買も亦然り。今表を以て示せば左の如し。

流通原理の説

表解

甲	馬一頭を有す	其利用を80と認む	仍て	100 - 80 = 20	の差を得
乙	牛一頭を有す	其利用を100と認む	仍て	120 - 90 = 30	の差を得
甲	馬一頭と交換す	其利用を100と認む			
乙	牛一頭と交換す	其利用を80と認む			

同一の馬一頭に對し、甲は其利用を80と認め、乙は之を100と認むるの差あり、又た同一の牛一頭に對し、甲は其利用を100と認め、乙は之れを120と認むるの差あればこそ、兩者は互に馬と牛とを交換して各利を得るなり。之れ餘利なり。若し兩者の認むる利用全く同一なるときは、交換を行ふも何の利する所なく、流通は起ることなかる可し。之れを流通の原理となす。

外國貿易と國內交換

國と國との間の交換、即ち外國貿易に就ては、此理甚だ明白にして、學問上夙に認められたるも、所謂外國貿易の原理、實際價值の原則並に比較的生產費の原則等皆此理に基きて生ぜり。國內個人間の流通も、亦た此理によりて支配せらるゝものなることは、之を知ること稍々困難なりしものなり。其原因は、國內個人間の流通は物と物と相交換することは稀にして、概ね貨幣に換へて賣買するの常な

るにあり。然れども貨幣に換へて賣買する場合と雖も、物々交換の場合と毫も異なる原理によるものにあらず。即ち

甲 馬一頭を有す

其利用 80

乙の貨幣百圓と交換す

其利用 100

貨幣百圓を有す

其利用 80

乙 甲の馬一頭と交換す

其利用 120

貨幣の利用
貨幣もまた其人の事情異なるに應じ、同じく百圓にても、異なる利用を有するものなり。富者の百圓に對すると、貧者の之に對するとは、其の認る利用同じからず。又た同一人に取りても、貨幣多きときの百圓と、少きときの百圓とは、之に對し異なる利用を認むるものなり。唯だ廣く一般に就て見れば、貨幣百圓は何れの場合、何れの人に取っても、同一の利用を有すと推定して差支なきものなれば、貨幣と交換する場

等價關係の誤謬

交換と主觀的評量

合、即ち國內個人間の賣買に就ては、主觀的利用評量と關係なく、客觀的貨幣價値の大小によりて支配せらるゝが如く見へ、從て交換せらるゝものは全く同一の價値を有す（此を等價關係と名く）と誤認せられたり。然れども、縱令貨幣の利用は同一なりとするも、猶ほ交換の起るは主觀的評量の差異によるものとす。即ち左の如し。

甲 馬一頭を有す

馬の利用 80

仍て

乙の貨幣百圓に換へて賣る

百圓の利用 100

100 - 80 = 20
の差を得

乙 貨幣百圓を有す

百圓の利用 100 仍て

120 - 100 = 20
の差を得

甲の馬一頭を買ふ

馬の利用 120

の差を得

第一節 價格の意義

價格とは、廣く云へば、流通に於ける價値移轉の對價を指

定義

價格と貨幣價
値との差異

すものなれども、今日の貨幣經濟の世に於ては、貨幣に換へて授受せらるゝ財に對する一定額貨幣の對價に限るものとす。簡單に云へば、價格とは貨幣にて支拂はるゝ報償なり。(されば價格を交換の比例と云ひ、又は交換價值を貨幣にて言表はしたるものなりと云ふは、共に等價關係の誤謬に基くものにして當を得ず。故に價值移轉の事實なきときは價格は存せず。之に反し、貨幣價值は縱令實際賣買の事なき場合と雖も財に存するものなり。従つて、一財の貨幣價值は、必ずしも其財の價格と一致するものにあらず。百萬圓の貨幣價值を有する財産も、實際之を賣買するときには、其價格は百萬圓以下なることある可く、又以上なることある可きなり。殊に賃貸財産地代を徴して貸渡す土地、家賃を徴して貸付くる家屋の如きを其賃貸料を以て評價したる貨幣價值之を賃貸價格と云ふは、必ず

しも之を賣渡す場合の價格之を資本價格と云ふと同じからざることは實際上屢々見る事實なり。

第二節 價格の本質

客觀的數量に
して主觀的評
量にあらず

流通を呼起すものは主觀的利用評量の差異なれども、實際の流通に方りては、斯く異りたる此主觀的利用を言表はすことなく、流通の對象は何れも對價即ち價格を以て言表はすものとす。例へば前節の表に於て、甲は所有の馬をのの利用ありと認め、乙は之をのの利用ありと認むるは、主觀的利用の差異を顯はすものなれども、實際の賣買に方りては、甲所有の馬の價格は甲に取りても乙に取りても均しく金百圓なりと云ふが如し。甲は金百圓にて自己所有の馬を賣り、乙は金百圓にて之を買ふものなり。故に價格は賣

價格は比例に
あらず

買の兩當事者に共通の事實にして、從て全然主觀的評量の差異に關係なき客觀的の現象なりとす。是れ價格の本質なり。等價關係の誤謬は、此の價格の本質を價值の本質とするより起れり。換言すれば、價格は二個以上の異なる主觀的評量を一致せしむるものなり。されば價格は從來の通説の教ふるが如く、單に一財の交換價値を貨幣にて言表はすものにあらず、少くも二個又は其以上の財の利用の綜合せられたるものと知る可し。價格は必ず數量を以て表示せられ、品質に拘はることなし。然るに利用は必ずしも數量を以て言表はすを得ざる一の度合なり。兩者決して混同す可からず。然れどもまた、價格を以て交換の比例なりと思ふは不可なり。價格は實際授受せられ、又は授受せらる可き貨幣の一定額にして、單に數と數との比例にあらず。此點能く辨別を要す。

第四節 價格と價值

交換價値の誤
説

價格と價值との關係に就ては、普通の説は甚だ曖昧なるを免れず。即ち價值を使用價值と交換價值とに分別し、價格とは交換價値を貨幣額にて言表はしたるものなりとせり、此説採る可からず。價值は、既に説明したる如く利用と費用との比較に基く一の評量にして、價值は全然客觀的なる實際上の一事實なり。されば同一の價格にても、人と場合とを異にするときは、其價值は全く異なるものなり。例へば馬一頭の價格金百圓なりと云ふ場合、其馬の價值も金百圓の價值も、人により又た場合により著しく異なるが如きはなり。價值は價格を定むる諸事情中の一たるに過ぎずして、其他に猶有力なる事情あるを知らざる可からず。故

價值は價格の
一事情のみ

價格相互の比較

に、價值と價格とは、直接に常住一定の比例關係を有することなきものにして、殊に時を異にするときは、同一價格にて、も全く異なる價值を有するものとす。價格と價格との比較は、唯同一時に就てのみ之を下し得可く、時を異にするときは比較するを得ざるものなり。之を要するに、價值は主觀的評量にして、數量を以て言表はすこと甚だ困難なるに、價格は常に數量上の大きなれば、此兩者を以て直接に關係あるものと認む可からざるものとす。

第五節 價格決定の諸事情

甚だ複雑なり

實際の取引に方つて、價格を定むる事情は、甚だ複雑にして、一定の原則を以て説くこと能はざるものなり。例へば何月何日は溫度何度なる可しと定むること能はざるが如

需要供給の原則

し。然れども大體に於て、夏月は溫度高く冬月は低きこと、又た數月若くは數十年の經驗に徴して、何月何日頃は凡そ平均何度位の氣溫なる可しと概測し得る如く、價格を定むる事情は大體次の如くなりと知る可し。

一財に對する需要供給の兩者相合して其價格を定む、需要が供給よりも多きときは價格高く、少きときは低し、之を需要供給の原則と云ふ。

細説の必要

然れども右原則は廣漠にして殆んど實際の事實に應用するの効なし。故に聊か之を細説せんに、價格を定むる事情は、一需要供給の品質上の強弱、二需要供給の數量上の大小、三需要供給の調合を媒介する貨幣の利用并に支拂能力の大小の三者を以て最も重なるものとす。以下之を説明せん。

需要供給の強弱

第六節 需要供給の品質上の強弱

需要供給の品質は、主として人間の意志に存するものにして、之を主観的の事情と稱す。其強弱は費用と關連して價値の大小となるものにして、價値が價格を定むと云ふ通説は利用のみが價格を定むる原因なりとするものにして、其誤れるとは他に猶ほ二種の重要な事情あるを以て知る可きなり。さて價値の大小は、利用と費用との比較に基く評量によるものなれば、以下二項に分て説明するを要す。

a 利用の大小

財の利用大なる場合には價格高く、小なる場合には價格低し。凡て他の事情皆同一と推定す以下做之而して一財の利用の大小は既に述

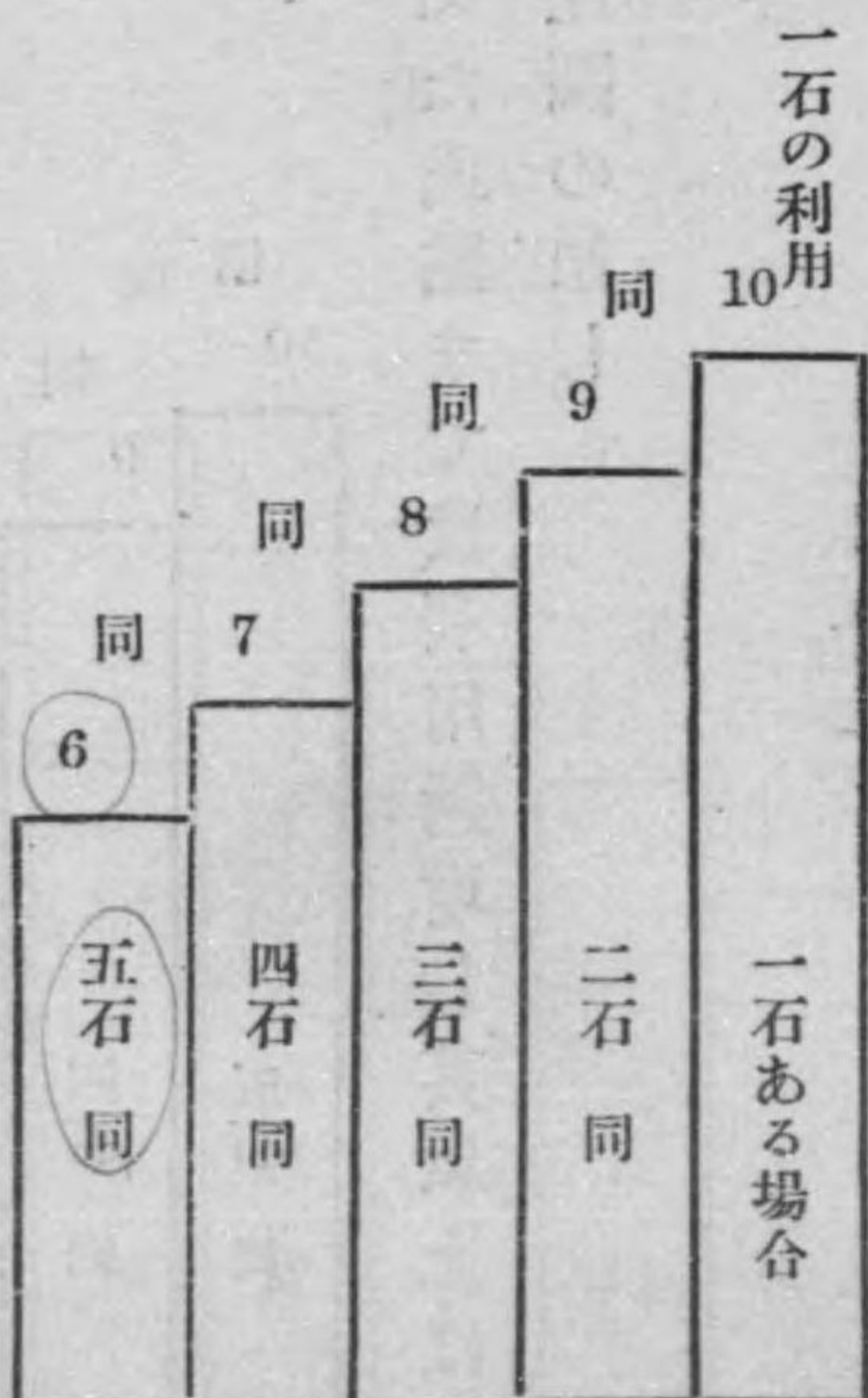
利用の大小

べたる如く、賣手と買手、即ち現に之を所有するものと、將さに之を所有に歸せんとするものとの間には必ず異なるを例とす、異らざれば取引は起らず。即ち大抵は買手の認むる利用の方、賣手の認むる利用よりも大なり。然るに一々の場合に於て其差異の程度必ずしも同一ならず。或買手は賣手よりも遙かに多くの利用を認むるも、他の買手は僅かに多くの利用を認むるに過ぎざる可し。賣手の側に於ても亦然り。従て或買手は、甚だ高き價格を支拂ひても之を買はんとし、他の買手は餘り高き價格を支拂ふを肯ぜず。他方に於て或賣手は甚だ高き價格を得ざれば賣らず、他の賣手は餘り高からざる價格を得ても猶ほ之を賣ることある可し。

さて利用は、主観的に人と場合とに應じて斯く大小ある

利用遞減の法

もの乍ら、之に就て茲に一の原則あり。之を利用遞減の法則と云ふ。今其大意を述べんに、同一人に對し同一時に於ける同一財の利用は、其同一財を既に有する量多きに從ひ遞減し、一定量の需要に對しては、既有量の大小に拘らず、提供せらるゝ分量多き程利用は減ずるものなりと云ふことは是なり。但し其遞減するは相對的の利用にして、絶對的の全利用は増すこと勿論なりとす。例へば米一石の或一時に於て或一人に對する利用は10なるも、更らに一石を加ふるときは其結果各一石の利用は9となり、更らに猶ほ一石を増せば各一石の利用は8となるが如きを云ふ。絶對的の全利用は一石を増す毎に増加すること勿論なれども、其増す割合は漸次減じ行くなり。即ち左圖の如し。



全利用は 10:19:27:34:
 この比にて遞増するも
 其増加の割合は 1):9:
 8:7:6の比にて遞減す。

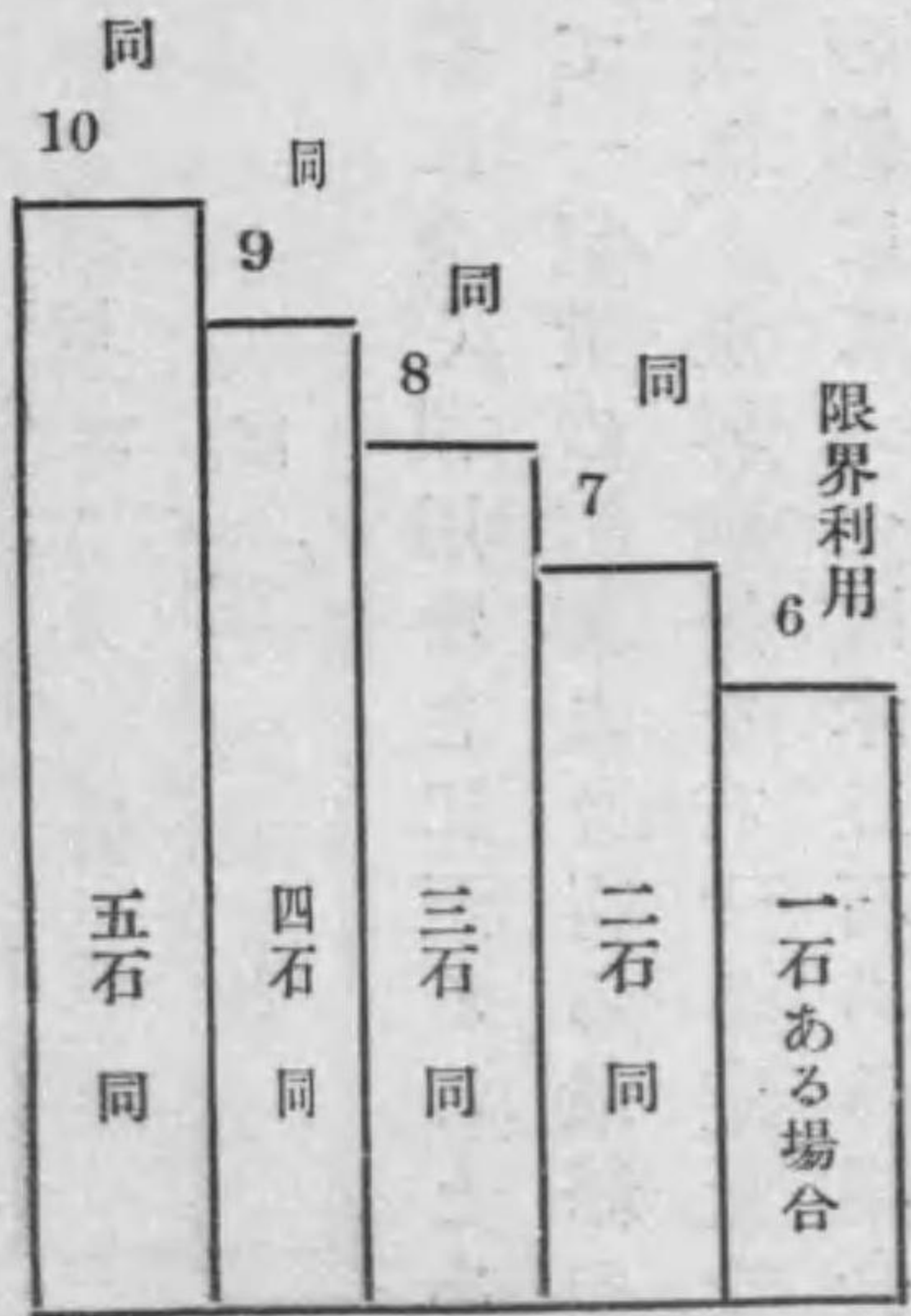
限界利用、
限界分

而して終に全く利用なきに至ることある可し。さて同一時に於て、一定量の増加より得る最終の利用を稱して限界利用と云ふ。限界利用を有する定量を稱して限界分と云ふ。右の例にて云へば、米五石ある場合の第五石は限界分にして、其限界利用は6なり。又た右の例にて米三石のみ存する場合には限界利用は8なりとす。

利用遞増の法

ち

此利用遞減の法則と反對に利用遞増の法則もあり。即



又た或點までは利用遞増し、其以上は遞減する場合もあり。左圖の如し。

兩則の結合

利用不易の法

また以上何れとも異り利用不易の法則に支配せらるゝ

